

令和2年度

# 児童相談所業務概要

沖 縄 県

虐待対応の援助理念及び援助に際する基本姿勢（平成17年12月/中央・コザ児相）

（理 念）

- 1 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- 2 すべて、児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
- 3 子どもの虐待は子どもの人権への重大な侵害である。
- 4 子どもの虐待への対応は子どもの最善の利益を最優先しなければならない。

（私たちの援助に際する基本姿勢）

- 1 私たちは、子どもの安心と安全の確保を最優先します。
- 2 私たちは、迅速な対応を行います。
- 3 私たちは、組織的対応を行います。
- 4 私たちは、カウンセリングマインドをもって対応します。
- 5 私たちは、関係機関の連携により援助します。
- 6 私たちは、家族の構造的問題という視点から保護者の援助を行います。
- 7 私たちは、秘密を厳守します。
- 8 私たちは、常に専門性の向上に努めます。

児童憲章（昭和26年5月5日）

われらは、日本国憲法の本質にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発達に阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。  
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）抜粋

第一章 総則

〔児童の権利〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の本質にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔国民等の責務〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮し、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔福祉保障の原理〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

# 目 次

## 第1章 児童相談所の概要

1	管轄区域図	
(1)	管内区域の状況	1
	表1-1 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況（中央児童相談所）	2
	表1-2 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況（コザ児童相談所）	3
2	機構と職員配置状況（中央児童相談所）	4
	（コザ児童相談所）	5
3	法的業務内容	6
4	相談の種類及び主な内容	7
5	相談業務の流れと仕組み	8
6	児童相談所と関係機関との連携図	9
7	市町村・児童相談所における相談援助活動系統図	10

## 第2章 令和元年度業務実績

1	相談業務の概要	
	図1 年度別相談受付件数の推移（平成27～令和元年度）	11
	図2 令和元年度相談種別受付状況	12
	表2 令和元年度相談種別受付状況（全国との比較）	〃
	表3 相談種別・受付件数の年度別推移（平成27～令和元年度）	13
	表4-1 相談種別・年齢別・受付状況（県計）	14
	表4-2 相談種別・年齢別・受付状況（中央児相）	15
	表4-3 相談種別・年齢別・受付状況（コザ児相）	16
	表5-1 相談種別・市町村別・受付状況（中央児相受付）	17
	表5-2 相談種別・市町村別・受付状況（コザ児相受付）	18
	表6-1 相談種別・市町村別・受付状況（市町村受付・中央管内）	19
	表6-2 相談種別・市町村別・受付状況（市町村受付・コザ管内）	20
	表7-1 相談種別・処理状況（県計）	21
	表7-2 相談種別・処理状況（中央児相）	22
	表7-3 相談種別・処理状況（コザ児相）	23
	表8 施設別措置・解除、里親委託状況	24
2	相談種別の取扱い状況	
(1)	養護相談の状況	
	図3、表9 養護相談受付件数の年度別推移	25
	表10 養護相談理由別・処理件数	26
(2)	児童虐待の状況	
	図4 虐待ケース件数と伸び率（全国との比較）	27
	表11 児童虐待件数と伸び率（平成4～令和元年度）	〃
	図5 虐待種別相談内訳	28
	表12 虐待種別相談内訳（全国比）	〃
	図6 主たる虐待者	〃
	表13 主たる虐待者（全国比）	〃
	表14 虐待の相談経路	29
	表15 処理内訳	〃
	表16 施設入所の内訳	〃
	図7 被虐待児童の年齢・相談種別（県計）	30

表17	被虐待児童の年齢・相談種別（年齢段階別）	30
表18	被虐待児童の年齢・相談種別（年齢詳細）	31
表19	立入調査・警察官の同行	〃
表20	知事勧告・家庭裁判所勧告	〃
表21	親権、後見人関係	〃
表22	出頭・臨検・捜索	〃
表23	児童虐待処理件数の推移（平成18～令和元年度）	32
表24	虐待の相談経路（平成27～令和元年度）	〃
表25	虐待種別相談内訳（平成27～令和元年度）	〃
表26	主たる虐待者（平成27～令和元年度）	〃
表27	虐待相談の処理内訳（平成27～令和元年度）	〃
表28	法的権限行使状況（平成27～令和元年度）	〃
(3)	非行（ぐ犯・触法）相談の状況	
図8、表29	非行（ぐ犯・触法）相談受付件数の年度別推移	33
(4)	障害相談の状況	
図9、表30	障害相談受付件数の年度別推移（平成27～令和元年度）	34
(5)	育成相談の状況	
図10、表31	育成相談受付件数の年度別推移（平成27～令和元年度）	35
<b>3</b>	<b>調査・判定の状況</b>	
表32	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等	36
表33	療育手帳判定処理件数の推移	37
<b>4</b>	<b>里親の状況</b>	
表34	登録里親・委託児童状況	38
表35	里親委託児童の年齢別・委託期間別状況	39
表36	里親委託児童及び解除児童	40
表37	養子縁組の年度別推移	41
<b>5</b>	<b>一時保護の状況</b>	
	一時保護について	41
(1)	一時保護の状況	
図11	新規保護の年度別推移（平成27～令和元年度）	42
図12	相談種別新規保護の年度別推移（平成27～令和元年度）	〃
表38	一時保護の相談種別・年度別推移（平成27～令和元年度）	43
表39	年度別保護状況（平成27～令和元年度）	〃
図13	年齢段階別保護の構成比	〃
表40	年齢段階別・相談種別保護の状況	44
表41	理由別に見た退所の状況	〃
(2)	一時保護委託の状況	
図14	一時保護委託人数の年度別推移（平成27～令和元年度）	45
表42	一時保護委託人数の相談種別・年度別推移（平成27～令和元年度）	〃
表43	年度別・一時保護委託状況（平成27～令和元年度）	46
図15	年齢段階別・一時保護委託の構成比	〃
表44	年齢段階別・相談種別、一時保護委託の状況	〃
表45	相談種別・一時保護委託先	47
表46	相談種別・一時保護委託解除の理由	〃
<b>6</b>	<b>市町村・関係機関等への支援状況</b>	
(1)	要保護児童対策地域協議会設置状況	48
(2)	要保護児童対策地域協議会	49
(3)	おきなわ子どもを守るネットワーク（沖縄県要保護児童対策協議会）等の 実施状況	50
(4)	関係機関への啓蒙・啓発活動等	51

<b>7</b>	<b>子ども虐待ホットラインの状況</b>	
表1	令和元年度相談受付件数の月別状況	53
表2	児童に関する相談受付件数	//
図16	児童に関する相談受付状況	//
表3	虐待種別相談件数	54
表4	経路別相談件数	//
表5	対象児童年齢別相談件数	//
表6	対象児童の居住地域別相談件数	//

**【参考資料】**

児童相談所の沿革	55
児童相談所の所在地	64



## 第1章 児童相談所の概要





# 第1章 児童相談所の概要

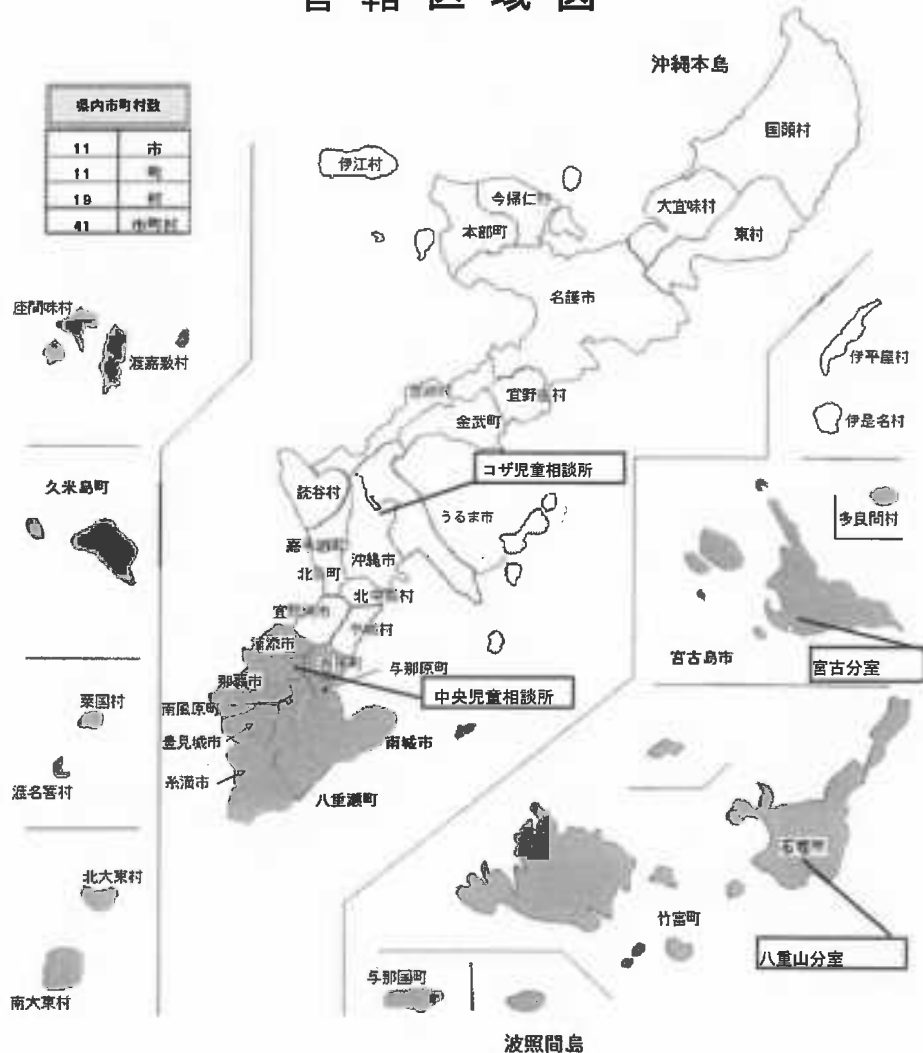
## 1 管轄区域図

中央児童相談所の管轄区域は、全県41市町村のうち黒地部分の21市町村(7市7町7村)で、そのうち2市3町7村が離島です。

コザ児童相談所の管轄区域は、白地部分の中部地区及び北部地区の20市町村(4市4町12村)によって構成され3村が離島です。

児童相談所	所在地	電話番号等	管轄市町村
中央児童 相談所	〒903-0804 那覇市首里 石嶺町4-404-2	TEL 098-886-2900 FAX 098-886-6531	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市、南 城市、西原町、南風原町、八重瀬町、与那原町、久米島町、 竹富町、与那国町、座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、粟国 村、南大東村、北大東村、多良間村
コザ児童 相談所	〒904-2143 沖縄市知花 6-34-6	TEL 098-937-0859 FAX 098-938-7288	沖縄市、宜野湾市、うるま市、名護市、北谷町、嘉手納町、 金武町、本部町、中城村、北中城村、読谷村、恩納村、 宜野座村、今帰仁村、東村、大宜味村、国頭村、伊江村、 伊是名村、伊平屋村

## 管轄区域図



# (1) 管内区域の状況

表1-1 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況

中央児相(令和2年4月1日現在)

市町村別	人口	世帯数	20歳未満人口	児童委員	主任児童委員	公立・私立育立所	認定こども園	幼稚園・私立	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	福祉事務所	保健所	警察署	家庭裁判所「支部」	児童福祉施設	青少年センター
<b>(市部)</b>	<b>699,048</b>	<b>301,143</b>	<b>155,574</b>	<b>851</b>	<b>73</b>	<b>218</b>	<b>90</b>	<b>50</b>	<b>113</b>	<b>64</b>	<b>35</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>11</b>	<b>2</b>
那覇市	317,060	143,711	67,093	363	28	92	44	6	36	20	15	1	1	1	1	1	3	
石垣市	47,439	21,798	10,820	66	6	18	6	13	21	9	4	1	2	1	1	1	1	1
浦添市	115,025	47,463	27,814	106	10	27	8	7	11	6	7	4	1		1		1	
糸満市	60,485	23,356	14,132	72	6	19	15	2	11	7	2	1	1		1		3	1
豊見城市	63,526	24,344	15,691	64	6	15	10	1	8	3	3		1		1			
宮古島市	51,875	24,271	10,704	104	9	27	4	15	17	14	4		2	1	1	1	2	
南城市	43,638	16,200	9,320	76	8	20	3	6	9	5		0	1				1	
<b>(中頭郡)</b>	<b>34,483</b>	<b>13,496</b>	<b>4,435</b>	<b>49</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
西原町	34,483	13,496	4,435	49	3	9		5	5	3	1	1						
<b>(島尻郡)</b>	<b>101,986</b>	<b>39,234</b>	<b>23,312</b>	<b>147</b>	<b>20</b>	<b>39</b>	<b>0</b>	<b>22</b>	<b>25</b>	<b>16</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
与那原町	19,509	7,882	4,416	26	2	8		3	2	1	1				1		1	
南風原町	40,107	14,628	9,537	49	4	12		5	4	3	2	2	1	1			1	
渡嘉敷村	738	412	115	1	1	1		1	2	1								
座間味村	869	458	165	2	2			3	3	3								
栗国村	698	396	101	2	1			1	1	1								
渡名喜村	379	238	42	1	1			1	1	1								
南大東村	1,286	727	246	4	2			1	1	1								
北大東村	606	333	115	1	1			1	1	1								
久米島町	7,192	3,357	1,564	13	2	4		2	6	2	1	1						
八重瀬町	30,602	10,803	7,011	48	4	14		4	4	2	3	2						
<b>(宮古郡)</b>	<b>1,100</b>	<b>456</b>	<b>278</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
多良間村	1,100	456	278	3	2	1		1	1	1								
<b>(八重山郡)</b>	<b>6,010</b>	<b>3,420</b>	<b>992</b>	<b>21</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>14</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
竹富町	3,987	2,185	725	15	2			3	11	9								
与那国町	2,023	1,235	267	6	2	1		3	3	2								
合計	842,627	357,749	184,591	1,071	102	268	90	84	158	95	43	14	10	4	7	3	13	2

表1-2 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況

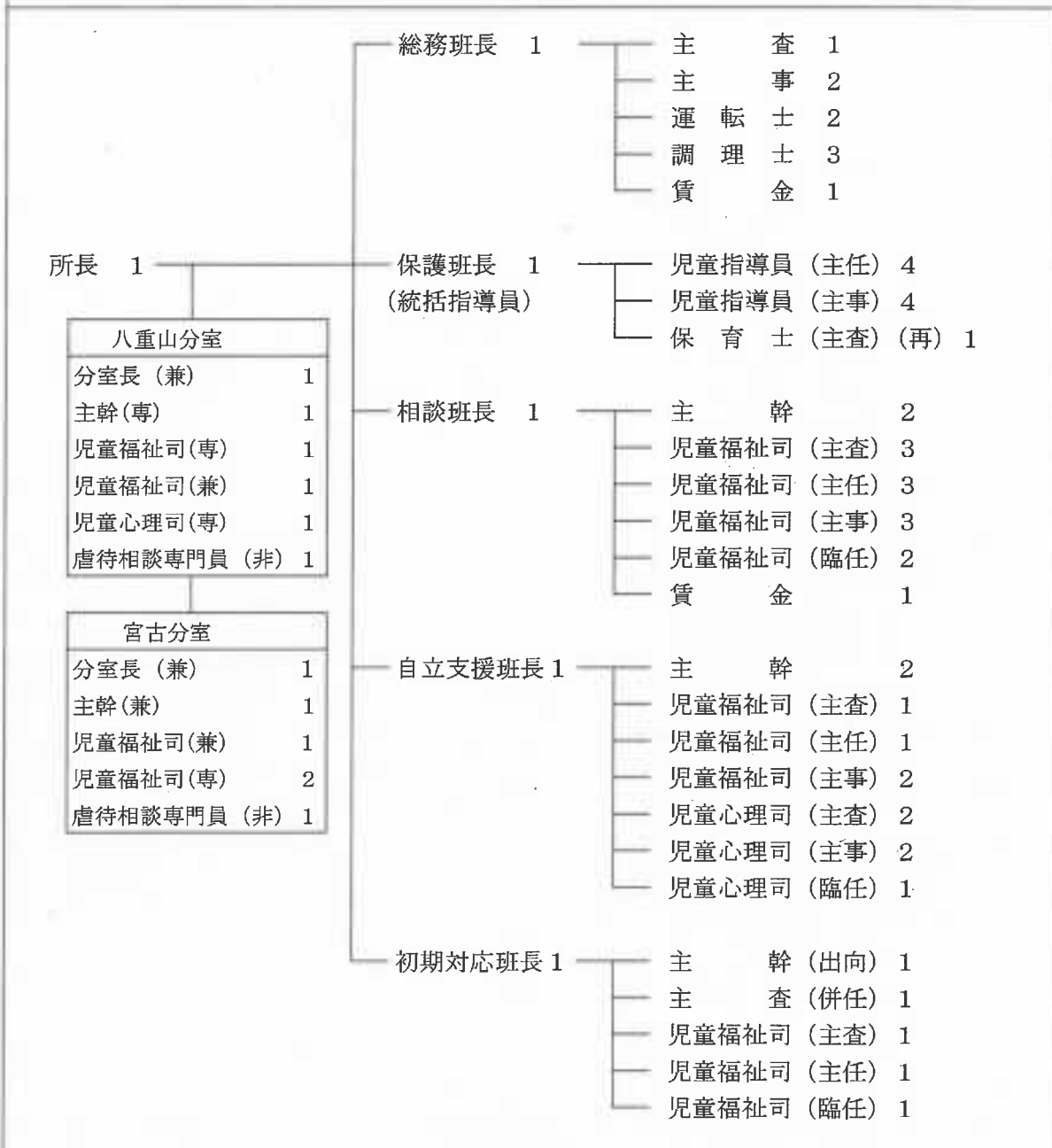
コザ児相(令和2年4月1日現在)

区分	人口	世帯数	20歳未満人口	児童委員	主任児童委員	公立・私立保育所	認定こども園	公立・私立幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	福祉事務所	保健所	警察署	家庭裁判所「支部」	児童福祉施設	青少年センター
<b>(市部)</b>	<b>423,792</b>	<b>177,013</b>	<b>99,085</b>	<b>487</b>	<b>37</b>	<b>135</b>	<b>14</b>	<b>62</b>	<b>59</b>	<b>35</b>	<b>24</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>3</b>
名護市	62,351	28,743	14,755	76	8	28	6	15	14	9	5	2	2	1	1	1	3	0
沖繩市	141,591	58,500	33,217	156	12	46	1	19	16	9	6	2	2	1	1	1	2	1
宜野湾市	98,321	42,670	22,772	117	9	25	1	12	10	5	5		1		1		1	1
うるま市	121,529	47,100	28,341	138	8	36	6	16	19	12	8	2	1		2			1
<b>(国頭郡)</b>	<b>63,204</b>	<b>26,627</b>	<b>12,904</b>	<b>152</b>	<b>18</b>	<b>29</b>	<b>9</b>	<b>20</b>	<b>32</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
国頭村	4,516	1,949	804	21	2	2	1	1	7	1								
大宜味村	2,917	1,251	467	16	2	2	1		1	1	1							
東村	1,565	728	278	5	2	1		2	3	1								
今帰仁村	9,244	3,629	1,839	21	2	4	1	1	3	1	1							
本部町	13,074	5,481	2,451	29	2	6		5	5	4	2				1			
恩納村	10,809	4,493	2,041	16	2	5		5	5	1								
宜野座村	5,810	2,270	1,551	10	2	3		3	3	1	1							
金武町	11,218	4,869	2,640	23	2	4	6	1	3	1							1	
伊江村	4,051	1,957	833	11	2	2		2	2	1								
<b>(中頭郡)</b>	<b>119,558</b>	<b>46,252</b>	<b>28,557</b>	<b>180</b>	<b>12</b>	<b>33</b>	<b>5</b>	<b>18</b>	<b>17</b>	<b>7</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>
読谷村	39,565	14,954	9,543	64	3	12		7	5	2	1							1
嘉手納町	13,395	5,231	3,130	25	2	4		3	2	1	1				1			1
北谷町	28,145	11,305	6,799	34	3	9		4	4	2	1							1
北中城村	16,805	6,247	3,902	25	2	4	2	1	3	1	1	2						
中城村	21,648	8,515	5,183	32	2	4	3	3	3	1								
<b>(島尻郡)</b>	<b>2,495</b>	<b>1,112</b>	<b>556</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
伊平屋村	1,140	498	274	5	2	1		1	2	2								
伊是名村	1,355	614	282	4	2	1		1	1	1								
<b>合計</b>	<b>609,049</b>	<b>251,004</b>	<b>141,102</b>	<b>828</b>	<b>71</b>	<b>199</b>	<b>28</b>	<b>102</b>	<b>111</b>	<b>57</b>	<b>33</b>	<b>8</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>6</b>
<b>県合計</b>	<b>1,451,676</b>	<b>608,753</b>	<b>325,693</b>	<b>1,899</b>	<b>173</b>	<b>467</b>	<b>118</b>	<b>186</b>	<b>269</b>	<b>152</b>	<b>76</b>	<b>22</b>	<b>16</b>	<b>6</b>	<b>14</b>	<b>5</b>	<b>20</b>	<b>8</b>

- 1 人口、世帯数は沖縄県企画部統計課「沖縄県人口(令和2年4月)」による。
- 2 児童人口は「平成27年国勢調査報告」より20歳未満の人口。
- 3 児童委員数、主任児童委員数は、沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課資料(平成30年4月現在)による。
- 4 学校(幼、小、高、盲・聾・養護)数は、沖縄県教育委員会資料(令和2年4月)による。  
認定こども園は幼保連携型認定こども園数、公立・私立幼稚園は幼稚園・幼稚園型認定こども園数を参照。
- 5 公立・私立保育所は沖縄県子ども生活福祉部資料。(平成29年4月1日現在速報値)
- 6 児童福祉施設数は沖縄県社会福祉協議会HP「県内社会福祉関係機関・団体・施設一覧」より  
ただし、児童館等を除く、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童自立支援施設、国立療養所のみ数。(令和2年4月現在)

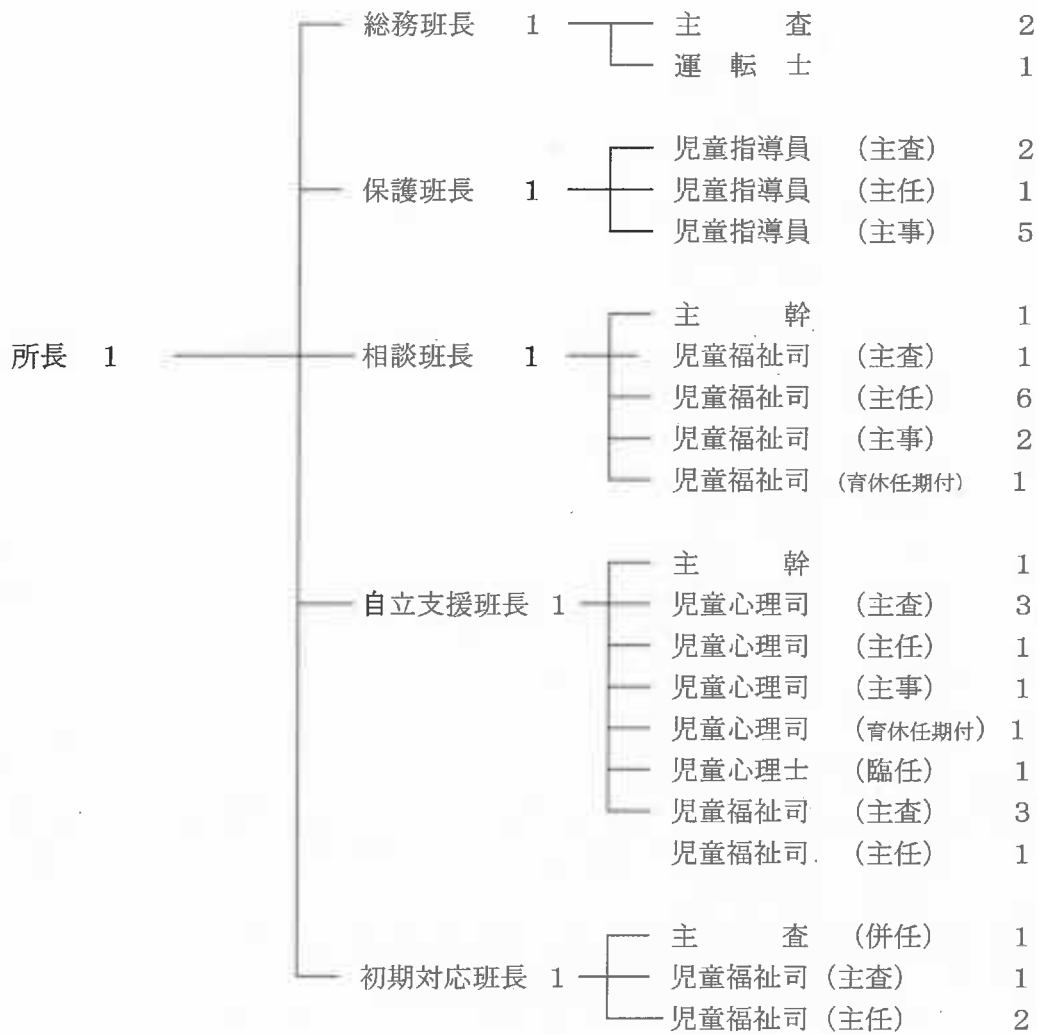
## 2 機構と職員配置状況 (令和2年4月1日現在)

(1) 中央児童相談所 職員106人 (正職員53人 (内再任用1人)、嘱託・臨任・賃金等53人)



非常勤職員			
特別職		一般職	
嘱託医	3	虐待対応専門員	3
虐待専門カウンセラー	1	非行相談専門員	2
		心理判定専門員	2
言語治療指導員	1	里親等委託調整員	1
児童虐待対応法律専門家	4	里親対応専門員	2
		生活指導専門員	10
		生活指導保育専門員	1
		個別対応専門員	1
		心理療法専門員	1
		学習指導員	2
		受付相談専門員	1
		ホットライン相談員	6

(2) コザ児童相談所 職員78人 (正職員43人、育短任期付・臨任・非常勤職員等35人)



非常勤職員					
特別職		一般職			
囑託医 (小児科)	1	非行相談専門員	1	生活指導保育専門員	1
虐待対応法律専門家	2	虐待対応協力員	4	受付相談専門員	1
虐待専門カウンセラー	1	心理療法専門員	1	個別対応専門員	1
		学習指導専門員	1		
		生活指導専門員	7		
		里親対応専門員	1		
		里親等委託調整員	1		
		心理判定専門員	1		
		事務補助	3		

### 3 法的業務内容

児童相談所は、各都道府県、指定都市にその設置が義務づけられています（児童福祉法第12条）。児童相談所は相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要があります。

#### 【市町村に対する援助機能】

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能。

#### 【相談機能】

子どもに関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、各種診断、判定等を行い、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能。

#### 【一時保護機能】

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能。

#### 【措置機能】

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童員を含む。以下同じ。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能。

## 4 相談の種類及び主な内容

児童相談所は、18歳に満たないすべての児童を対象とし、福祉や健全育成に関する以下の相談に応じます。必要に応じて他の関係機関を紹介することもあります。

養護相談	1 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	2 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障害相談	3 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	4 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	5 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等、発達障害を有する子ども等に関する相談。 (ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。)
	6 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	7 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	8 自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈するアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害等の児童に関する相談
非行相談	9 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙などの問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	10 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。(受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。)
育成相談	11 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	12 不登校相談	学校及び幼稚園及び保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等はそれぞれのところに分類する。
	13 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	14 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	15 その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談

## 5 相談業務の流れと仕組み

児童相談所における相談援助活動の流れを示すと次のようになります。(数字は児童福祉法の該当条項等)



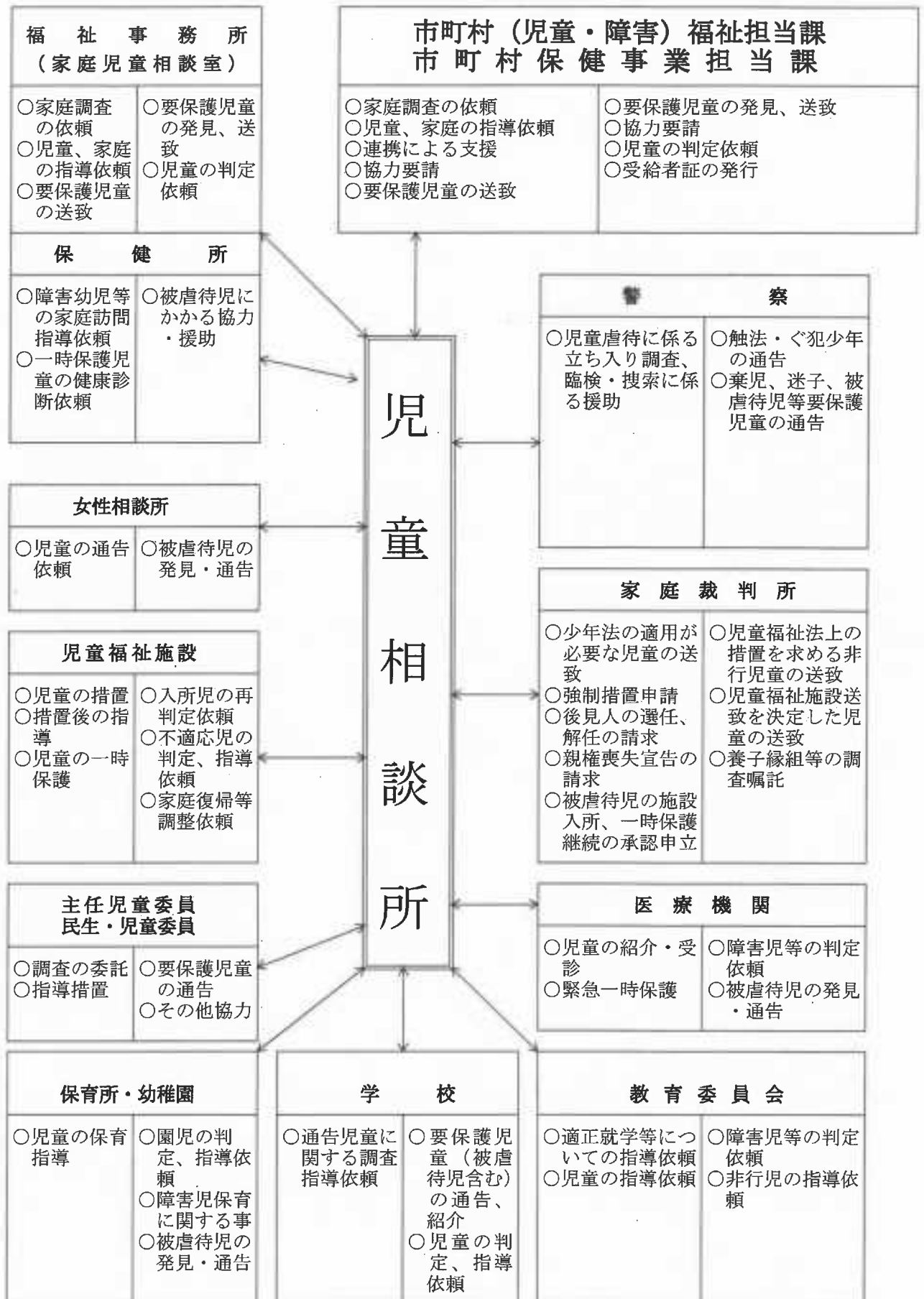
### ※ 援助の種類

援	助
<b>1 在宅指導等</b> (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あっせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司・社会福祉主事指導 (27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒・誓約措置 (27①Ⅰ)	<b>2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)</b> <b>指定発達支援医療機関委託 (27②)</b> <b>3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)</b> <b>4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)</b> <b>5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)</b> 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ、63の4・5) 県知事、市町村報告・通知 (26①Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ) <b>6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)</b> <b>7 家庭裁判所への家事審判の申立て</b> (1) 施設入所の承認 (28①②) (2) 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) (3) 未成年後見人選任の請求 (33の8) (4) 未成年後見人解任の請求 (33の9)

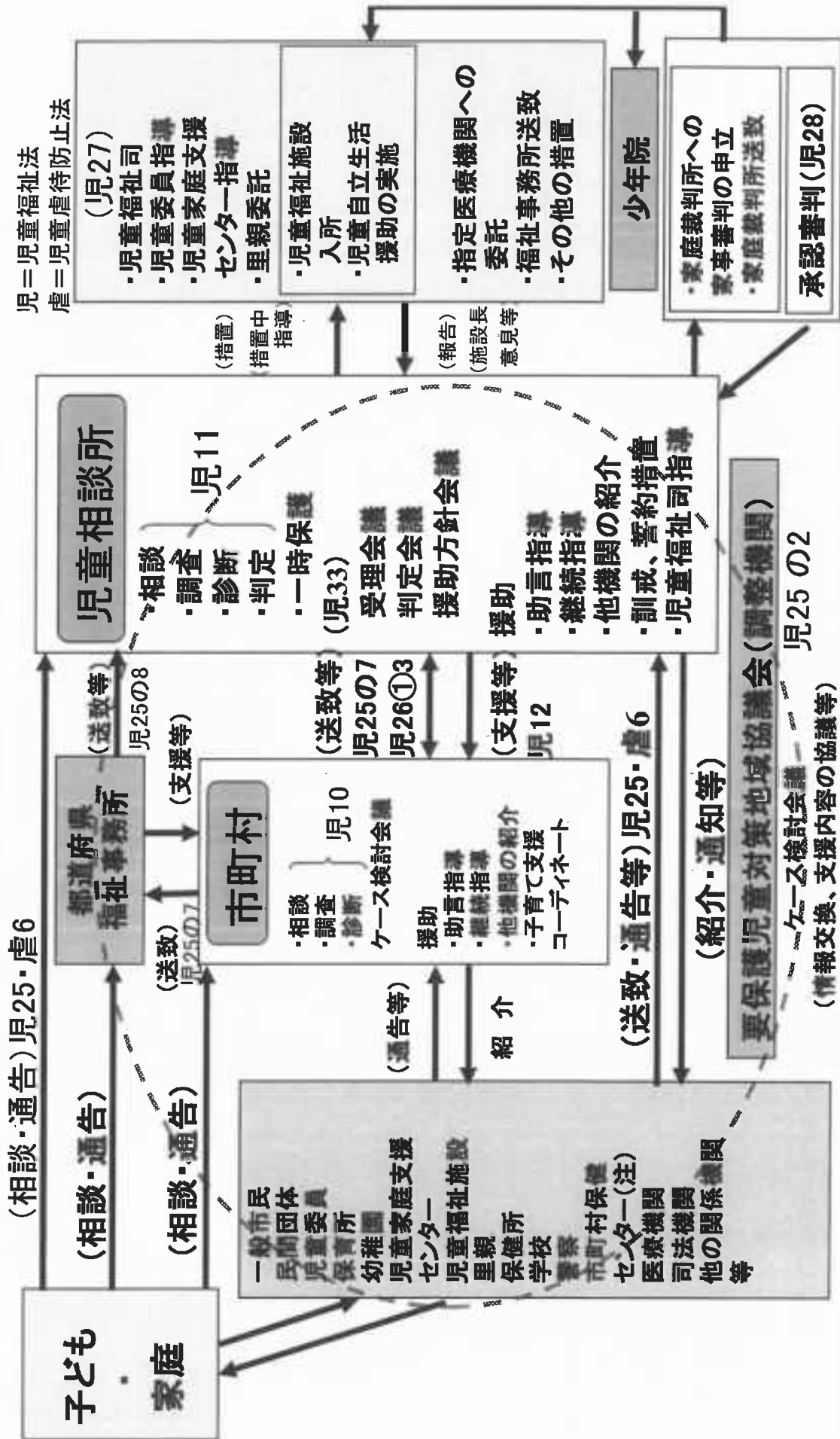


## 6 児童相談所と関係機関との連携図

右欄は関係機関から児童相談所へ  
左欄は児童相談所から関係機関へ



# 7 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図



児=児童福祉法  
虐=児童虐待防止法

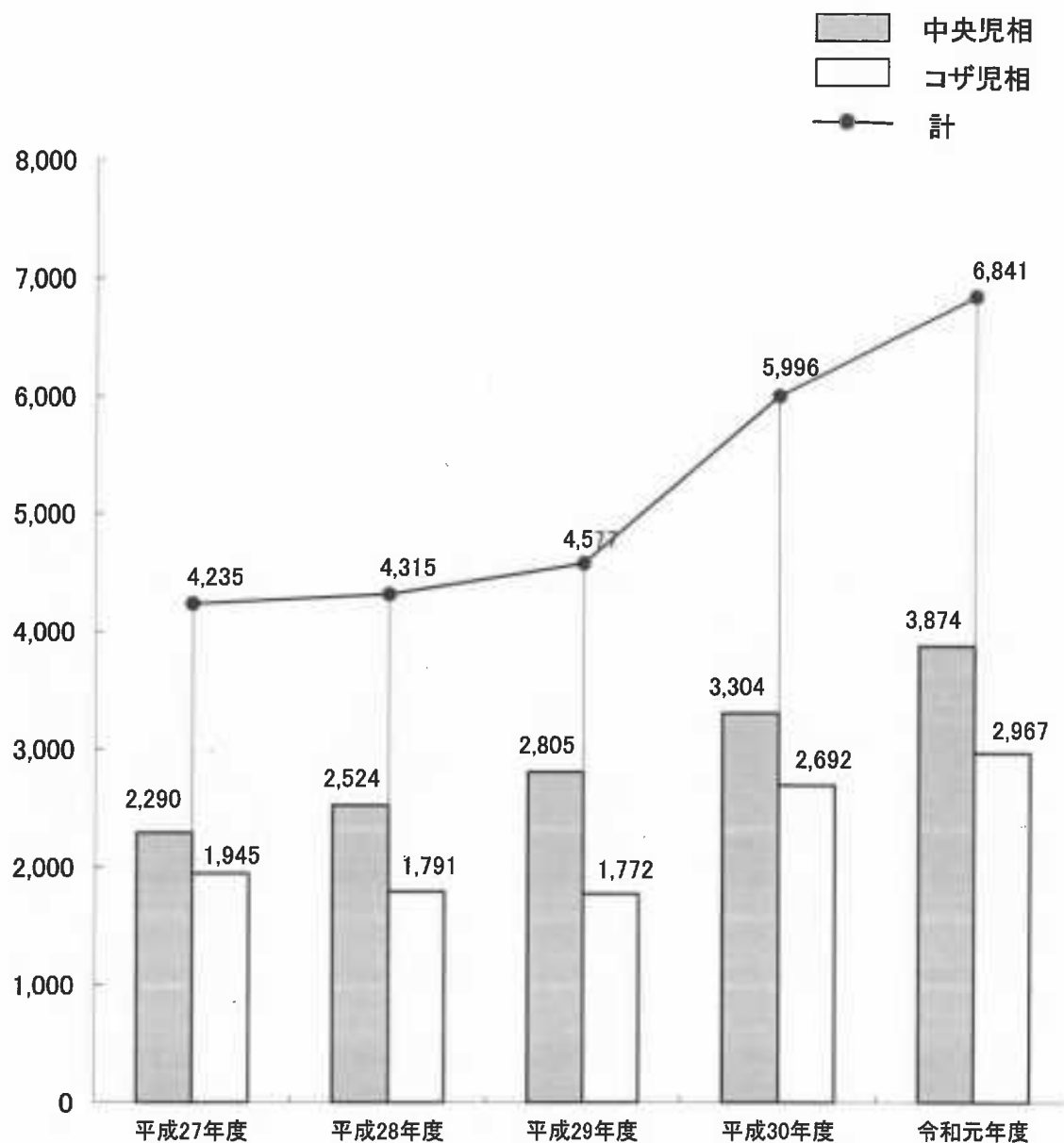
(注:市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告等を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。)

## 第2章 令和元年度業務実績



# 1 相談業務の概要

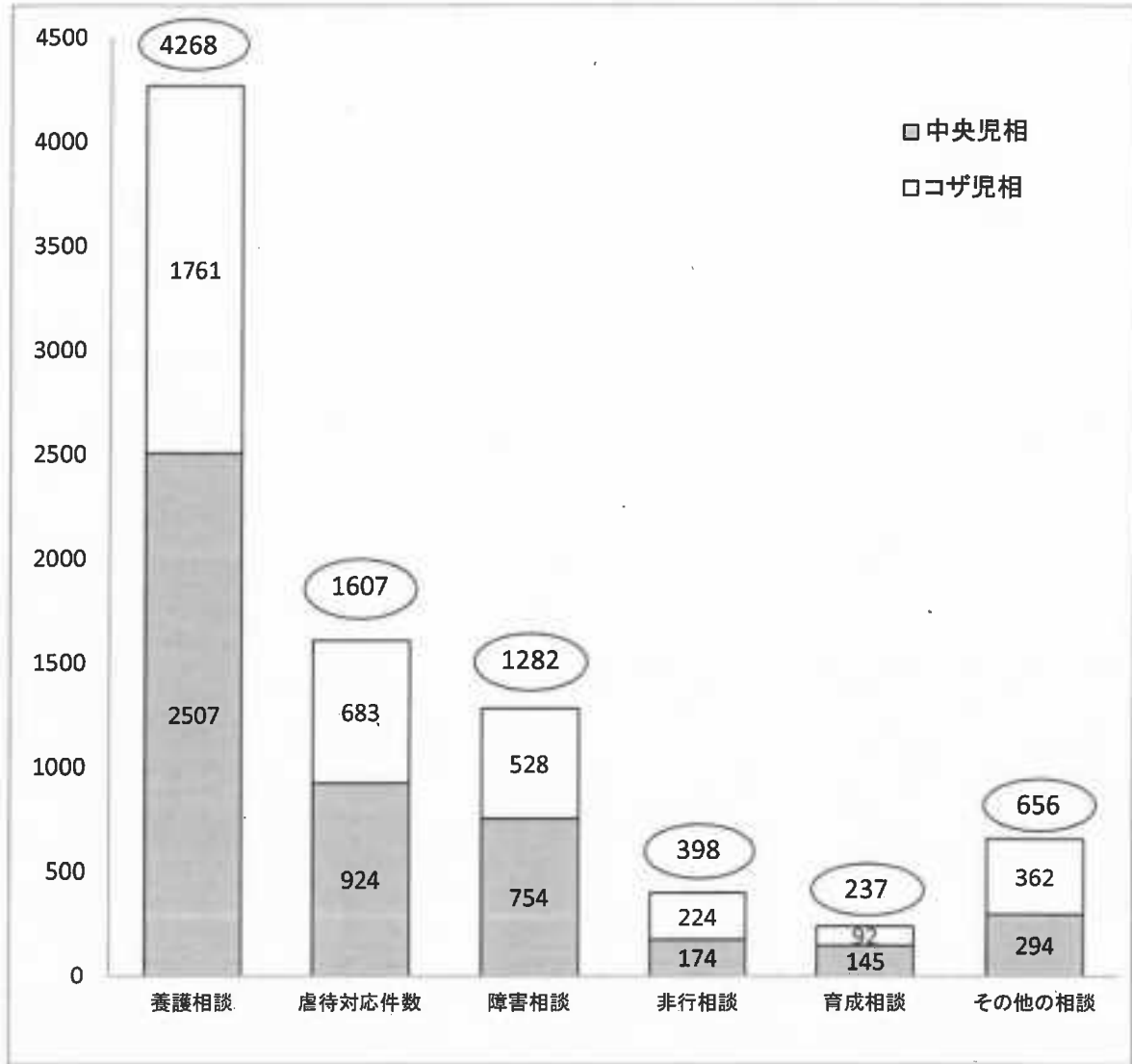
図1 年度別相談受付件数の推移



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中央児相	2,290	2,524	2,805	3,304	3,874
コザ児相	1,945	1,791	1,772	2,692	2,967
計	4,235	4,315	4,577	5,996	6,841

# (1) 相談種別受付状況

図2 令和元年度 相談種別受付状況



※「その他の相談」とは「保健相談」及び他のいずれにも該当しない相談です。

※ 障害相談には重度加算判定も含まれます。

表2 令和元年度相談種別受付状況(全国との比較)

(件)

項目	種別	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
沖縄	種別	4,268	1,282	398	237	656	6,841
(令和元年度)		(62.4%)	(18.7%)	(5.8%)	(3.5%)	(8.1%)	(100.0%)
全国	種別	262,983	189,262	11,987	39,821	32,500	536,553
(令和元年度)		(49.0%)	(35.3%)	(2.2%)	(7.4%)	(6.1%)	(100.0%)

表3 相談種別・受付件数の年度別推移

年度別	相談種別 児相別	養護 相談	虐待 対応 件数	保 健 相 談	障害相談					非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	計
					相 肢 障 視 障 重 知 的 障 害 相 談	肢 障 視 障 重 知 的 障 害 相 談	障 視 障 重 知 的 障 害 相 談	重 知 的 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談		
平成 27 年度	中央	1149	372		28	2	1	593	3	152	105	38	13	34	2	170	2,290
	コザ	960	315			1	2	504	1	133	83	57	7	1	20	176	1,945
	計	2109	687		28	3	3	1,097	4	285	188	95	20	35	22	346	4,235
平成 28 年度	中央	1299	407	2	8	2	4	654	3	129	123	26	15	37	3	219	2,524
	コザ	935	306	1	3		4	443	6	115	48	26	17		17	176	1,791
	計	2234	713	3	11	2	8	1,097	9	244	171	52	32	37	20	395	4,315
平成 29 年度	中央	1354	439	4	11		9	660	5	156	163	64	16	32	22	309	2,805
	コザ	894	252		1		2	488	2	117	45	40	7	1	11	164	1,772
	計	2248	691	4	12		11	1,148	7	273	208	104	23	33	33	473	4,577
平成 30 年度	中央	1831	682	2	6	1	10	682	12	104	130	46	15	37	13	415	3,304
	コザ	1475	418		1		9	522	5	128	88	43	15	2	44	360	2,692
	計	3306	1,100	2	7	1	19	1,204	17	232	218	89	30	39	57	775	5,996
令和 元 年度	中央	2507	924	1	1	1	12	738	2	88	86	83	11	40	11	293	3,874
	コザ	1761	683	4	1		2	523	2	139	85	59	8	2	23	358	2,967
	計	4268	1,607	5	2	1	14	1,261	4	227	171	142	19	42	34	651	6,841

表4-1 相談種別・年齢別・受付状況

県計(令和元年度)

年齢別	相談内容別	養護		保健相談	障害相談				非行相談			育成相談				その他の相談	計			
		虐待対応件数	相談		肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯相談	触法行為相談	小計	性格行動相談	不登校相談			適性相談	しつけ相談	小計
就学前期	0歳	425	125	1				7	7				1			6	7	51	491	
	1	303	113				1	25	26				1				1	23	353	
	2	284	111	2				34	34						3	2	5	25	350	
	3	287	119					76	76								5	5	36	404
	4	272	114				1	54	55							2	1	3	23	353
	5	233	92					82	82							1		1	34	350
	6	245	100					111	112		2	2				1		1	30	390
	小計	2,049	774	3			2	389	392		2	2	2		7	14	23	222	2,691	
小学校期	7	217	83					71	71		3	3	3	1	6	3	13	32	185	
	8	237	97					92	92	1	2	3	10	1	2		13	15	211	
	9	204	92					55	55	4	3	7	11	1	6	1	19	19	170	
	10	205	84	1			1	51	53	5	4	9	6	2	2	2	12	27	307	
	11	205	74					64	65	18	11	29	13	1	5		19	28	188	
	12	242	91		2			117	119	21	35	56	26	2	1	1	30	30	301	
	小計	1,310	521	1	2	1	450	455	49	58	107	69	8	22	7	106	151	2,130		
中学校期	13	216	94	1				105	105	46	57	103	29	5	3	3	40	32	497	
	14	203	70					128	128	70	34	104	22	2	1	1	26	25	486	
	15	153	52				1	56	57	31	13	44	6		2	3	11	41	306	
	小計	572	216	1			1	289	290	147	104	251	57	7	6	7	77	98	1,289	
中学卒業期	16	135	54					25	25	19	4	23	8	4	4	2	18	30	231	
	17	114	42					94	95	12	3	15	6		3	1	10	52	286	
	18以上	88				1	10	14	25							3	3	98	214	
	小計	337	96			1	10	133	145	31	7	38	14	4	7	6	31	180	731	
合計	4,268	1,607	5	2	1	14	1,261	1,282	227	171	398	142	19	42	34	237	651	6,841		
ホットライン(再掲)	874		25			8				36		47	8		26	81	15	1,039		

※年齢不明については18才以上に計上しています。



表4-2 相談種別・年齢別・受付状況

中央児相(令和元年度)

年齢別	相談内容別	養護		保健相談	障害相談				非行相談			育成相談				その他の相談	計		
		虐待対応件数	相談		肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯相談	触法行為相談	小計	性格行動相談	不登校相談			適性相談	しつけ相談
就学前期	0歳	241	69	1				6	6						4	4	17	269	
	1	189	67					13	13								10	212	
	2	177	74					25	25					3		3	9	214	
	3	174	74					51	51							2	2	14	241
	4	169	66				1	33	34					2		2	8	213	
	5	144	50					49	49									17	210
	6	161	58					62	1 63		2	2			1		1	17	244
	小計	1,255	458	1			1	239	1 241		2	2			6	6	12	92	1,603
小学校期	7	122	40					35	35		3	3	2		6	2	10	15	185
	8	139	56					53	53	1	2	3	8		2		10	6	211
	9	112	47					31	31	3	2	5	9	1	6	1	17	5	170
	10	116	44				1	25	1 27	2	4	6	4	1	2		7	7	163
	11	111	44					34	34	11	8	19	11	1	5		17	7	188
	12	157	56		1			77	78	18	19	37	12	1	1		14	15	301
	小計	757	287		1		1	255	1 258	35	38	73	46	4	22	3	75	55	1,218
中学校期	13	120	53					59	59	12	28	40	17	3	2		22	21	262
	14	114	46					74	74	22	13	35	16		1		17	5	245
	15	78	29				1	30	31	14		14			2		2	16	141
	小計	312	128				1	163	164	48	41	89	33	3	5		41	42	648
中学卒業期	16	71	28					15	15	4	2	6	1	4	4		9	12	113
	17	56	23					55	55	1	3	4	3		3		6	26	147
	18以上	56				1	9	11	21							2	2	66	145
	小計	183	51			1	9	81	91	5	5	10	4	4	7	2	17	104	405
合計	2,507	924	1	1	1	12	738	2 754	88	86	174	83	11	40	11	145	293	1,603	

※年齢不明については18才以上に計上しています。

表4-3 相談種別・年齢別・受付状況

コザ児相(令和元年度)

年齢別	相談内容別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談			育成相談				その他の相談	計
		虐待対応件数	相談		肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯相談	触法行為相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談		
就学前期	0歳	184	56				1	1				1			2	3	34	222
	1	114	46			1	12	13				1				1	13	141
	2	107	37	2			9	9							2	2	16	136
	3	113	45				25	25							3	3	22	163
	4	103	48				21	21							1	1	15	140
	5	89	42				33	33						1		1	17	140
	6	84	42				49	49									13	146
	小計	794	316	2		1	150	151				2		1	8	11	130	1,088
小学校期	7	95	43				36	36				1	1		1	3	17	151
	8	98	41				39	39				2	1			3	9	149
	9	92	45				24	24	1	1	2	2				2	14	134
	10	89	40	1			26	26	3		3	2	1		2	5	20	144
	11	94	30				30	1 31	7	3	10	2				2	21	158
	12	85	35		1		40	41	3	16	19	14	1		1	16	15	176
	小計	553	234	1	1		195	1 197	14	20	34	23	4		4	31	96	912
中学校期	13	96	41	1			46	46	34	29	63	12	2	1	3	18	11	235
	14	89	24				54	54	48	21	69	6	2		1	9	20	241
	15	75	23				26	26	17	13	30	6			3	9	25	165
	小計	260	88	1			126	126	99	63	162	24	4	1	7	36	56	641
中学卒業期	16	64	26				10	10	15	2	17	7			2	9	18	118
	17	58	19				39	1 40	11		11	3			1	4	26	139
	18以上	32	0			1	3	4							1	1	32	69
	小計	154	45			1	52	1 54	26	2	28	10			4	14	76	326
合計	1761	683	4	1	2	523	2 528	139	85	224	59	8	2	23	92	358	2,967	

※年齢不明については18才以上に計上しています。

表5-1 相談種別・市町村別・受付状況 (中央児相受付)

中央児相(令和元年度)

相談内容別 市町村別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談			育成相談				その他の相談	計		
	虐待対応件数	相談		肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯相談	触法行為相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談			しつけ相談	小計
那覇市	827	291			1	9	257	1	268	26	16	42	35	2		1	38	112	1,287
糸満市	180	84	1			1	76		77	10	21	31	10			4	14	56	359
浦添市	293	100					89		89	22	22	44	12			2	14	21	461
宮古島市	384	147					34		34	12	1	13	4				4	16	451
石垣市	244	109		1	1	45	47		47	3	6	9		2	40	2	44	14	358
豊見城市	127	53					67		67	1		1	8	1		1	10	10	215
南城市	87	25					37		37		4	4	3	2			5	22	155
(市部計)	2,142	809	1	1	1	11	605	1	619	74	70	144	72	7	40	10	129	251	3,286
八重瀬町	62	24					20		20	5	2	7	2				2	11	102
与那原町	73	27					31	1	32	2	7	9	2				2	13	129
南風原町	64	13			1	44	45		45	1	4	5	2				2	7	123
西原町	67	31					22		22		2	2	2	4		1	7	2	100
久米島町	8						8		8									1	17
渡嘉敷村	8	4																	8
座間味村							3		3	4		4	1				1		8
粟国村	3						1		1				1				1	1	6
渡名喜村																			
南大東村	9	2								2		2							11
北大東村																			
(島尻郡計)	294	101				1	129	1	131	14	15	29	10	4		1	15	35	504
多良間村	3																		3
(宮古郡計)	3																		3
竹富町	6	5					3		3		1	1						1	11
与那国町	13	4																	13
(八重山郡計)	19	9					3		3		1	1						1	24
管外	49	5					1		1				1				1	6	57
合計	2,507	924	1	1	1	12	738	2	754	88	86	174	83	11	40	11	145	293	3,874

※市町村不明については、管外に計上しています。

表6-2 相談種別・市町村別・受付状況 (コザ児相受付)

コザ児相(令和元年度)

相談内容別 市町村別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談			育成相談				その他の相談	計	
	虐待対応件数	相談		肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯相談	触法行為相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談			しつけ相談
沖繩市	407	139					118	118	52	20	72	5	3	2	4	14	84	695
宜野湾市	267	123					87	1 88	24	8	32	9	1		6	16	45	448
うるま市	391	175	1				126	126	14	17	31	17	2		6	25	70	644
名護市	192	79				1	51	52	14	8	22	10				10	33	309
(市部計)	1257	516	1			1	382	1 384	104	53	157	41	6	2	16	65	232	2,096
国頭村	7	3																7
大宜味村	4	1															4	8
東村																		
今帰仁村	35	13					6	6	8								3	44
本部町	23	18					6	6				1					1	30
恩納村	14	3					6	6				2					6	26
宜野座村	19	10					6	6									4	29
金武町	50	16					12	12	3	7					2		6	68
伊江村	2	2	2				1	1	1	4	5						2	12
伊是名村	2	1																2
伊平屋村	5	4					1											5
(国頭郡計)	161	71	2				38	37	12	11	5	3			2		26	231
読谷村	75	26					37	37	4	8	12	5			1	6	10	140
嘉手納町	35	20					13	13	4	10	14	4				4	6	72
北谷町	67	25					26	26	2	2	4		2			2	17	116
北中城村	31	11					12	12									5	48
中城村	42	9		1			13	14	3		3	2				2	8	69
(中頭郡計)	250	91		1			101	102	13	20	33	11	2		1	14	46	445
管外	93	5	1			1	2	1 4	10	1	11	4			4	8	54	171
合計	1761	683	4	1	2	523	2 528	139	85	224	59	8	2	23	92	358	2,967	
県計	4,268	1,607	5	2	1	14	1,261	4 1,282	227	171	398	142	19	42	34	237	651	6,841

表7-1 相談種別・市町村別・受付状況 (市町村受付)

中央児相管内(令和元年度)

市町村別	養護相談			保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談			育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	
	虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			し っ つ け 相 談
那 覇 市	492	328	820	3	2	2	1	10	15	4		4	21	26	3	21	71	140	1,053
糸 満 市	13	123	136	6						1	1	2	8	16			24	1	169
浦 添 市	71	150	221	3		1	1	3	5	3		3	20	7	1	18	46	25	303
宮 古 島 市	14	94	108	4				4	4				4	16		14	34	23	173
石 垣 市	23	10	33													6	6		39
豊 見 城 市	40	4	44			2		6	8	3		3	7	8	1	22	38	26	119
南 城 市	52	70	122					4	4	4		4	3	4	1	7	15	24	169
(市部計)	705	779	1,484	16	2	5	2	27	36	15	1	16	63	77	6	88	234	239	2,025
八 重 瀬 町	14	65	79							3		3		3		2	5	11	98
与 那 原 町	13	66	79				1	1	2	1		1		6		7	13	2	97
南 風 原 町	55	28	83	1				1	1				7	32	2	46	87	23	195
西 原 町	1	10	11																11
久 米 島 町	4	8	12		1			1	2	2		2		1		19	20		36
渡 嘉 敷 村																			
座 間 味 村						1		35	36					3			3	28	67
栗 国 村	3		3					2	2										5
渡 名 喜 村																			
南 大 東 村	2		2																2
北 大 東 村																			
(島尻郡計)	92	177	269	1	1	1	1	40	43	6		6	7	45	2	74	128	64	511
多 良 間 村																			
(宮古郡計)																			
竹 富 町		1	1														1	1	2
与 那 国 町																			
(八重山郡計)		1	1														1	1	2
管 外																			
合 計	797	957	1,754	17	3	6	3	67	79	21	1	22	70	122	8	163	363	303	2,538

※平成17年度以降、市町村も相談窓口となっており、各市町村にて受け付けた相談件数を掲載。

表7-2 相談種別・市町村別・受付状況 (市町村受付)

コザ児相管内(令和元年度)

市町村別	養護相談			保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談			育 成 相 談					そ の 他 の 相 談	計
	虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し っ つ け 相 談		
沖 縄 市	138	55	193	5	3			5	8	5	2	7	10	14	1	43	68	376	657
宜 野 湾 市	156	251	407	4						21	6	27	23	41	2	26	92	288	818
う る ま 市	148	178	326	7			3	6	9	8		8	7	16	3	35	61	34	445
名 護 市	51	49	100	1				4	4	9	1	10	8	7		1	16	96	227
(市部計)	493	533	1,026	17	3		3	15	21	43	9	52	48	78	6	105	237	794	2,147
国 頭 村	2	4	6	2	4		1	14	19		1	1	19	9	9	4	41	25	94
大 宜 味 村		3	3											2			2	1	6
東 村																			
今 帰 仁 村	11	6	17							1		1							18
本 部 町	7		7																7
恩 納 村	5		5																5
宜 野 座 村	3		3																3
金 武 町		26	26																26
伊 江 村																			
伊 是 名 村					3			2	5										5
伊 平 屋 村	1	2	3				1		1						3		3	4	11
(国頭郡計)	29	41	70	2	7		2	16	25	1	1	2	19	11	12	4	46	30	175
読 谷 村	22	25	47					3	3				4	4		5	13	6	69
嘉 手 納 町	29	14	43					2	2	2	2	4	12	10		2	24	7	80
北 谷 町	47	58	105					1	1					1		4	5	27	138
北 中 城 村	7	4	11										1				1	9	21
中 城 村	37	64	101					1	1	2	1	3		6		1	7	5	117
(中頭郡計)	142	165	307					7	7	4	3	7	17	21		12	50	54	425
管 外																			
合 計	664	739	1,403	19	10		5	38	53	48	13	61	84	110	18	121	333	878	2,747
県 計	1,461	1,696	3,157	36	3	16	3	5	105	132	69	83	154	232	26	284	696	1,181	5,285

※平成17年度以降、市町村も相談窓口となっており、各市町村にて受け付けた相談件数を掲載。

表7-1 相談種別・処理状況

県計(令和元年度)

処理別		養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談			そ の 他 の 相 談	計	
		虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			し つ け 相 談
面接指導	助言指導(1)	152	951	4	1		1	1,201	4	38	19	54	14	30	29	244	2,742
	継続指導(2)	1,439	598	2	1			3		89	74	57	3		1	35	2,302
	他機関に 斡旋・紹介(3)	21	16					1		2	1	2				9	52
	児童福祉司指導(4)	8															8
	児童委員指導(5)																
	児童家庭支援センター 指導・指導委託(6)	4							2								6
	市町村・福祉事務所 送致又は通知(7)	90	69													8	167
	訓戒・誓約(8)	9							2								11
児童福祉施設	入所(9)	49	60							9	8	9				5	140
	少年審判に よる(再掲)(10)															1	1
	通所(11)		5									3					8
	指定医療機関委託(12)																
	里親委託(13)	16	21						2								39
	法第27条第1項第4 号により家裁送致(14)								2	7							9
	障害児施設等への利用契約(15)		1		2		1									2	6
	そ の 他(16)	302	912	1	2	1	17	165	1	104	85	29	3		37	375	2,034
	計(17)	2,090	2,633	7	6	1	19	1,370	5	250	194	154	20	30	67	679	7,525
	施設入所待機(再掲)(18)																
	未処理件数(年度末現在)(19)							47								18	65
	施設入所待機(再掲)(20)																

表7-2 相談種別・処理状況

中央児相(令和元年度)

処理別	相談内容別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談				非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
		虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談		
面接指導	助言指導(1)	17	492	2	1		682	2	8	3	14	7	28	8	36	1,300
	継続指導(2)	891	307				2		40	39	44	2		1	11	1,337
	他機関に 斡旋・紹介(3)	21	4				1				1					27
	児童福祉司指導(4)	7														7
	児童委員指導(5)															
	児童家庭支援センター 指導・指導委託(6)	4														4
	市町村・福祉事務所 送致又は通知(7)	22	1												1	24
	訓戒・誓約(8)															
児童福祉施設	入所(9)	34	23						6	2	7				2	74
	少年審判に よる(再掲)(10)															
	通所(11)		1								1					2
	指定医療機関委託(12)															
	里親委託(13)	13	14						1							28
	法第27条第1項第4 号により家裁送致(14)									4						4
	障害児施設等への利用契約(15)				2	1										3
	そ の 他(16)	289	484	1	1	1	15	106	1	35	48	19	2		35	249
	計(17)	1,298	1,326	3	4	1	16	791	3	90	96	86	11	28	44	299
	施設入所待機(再掲)(18)															
	未処理件数(年度末現在)(19)						47								18	65
	施設入所待機(再掲)(20)															



表7-3 相談種別・処理状況

コザ児相(令和元年度)

処理別	相談内容別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計
		虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐん犯相談	触法行為相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談		
面接指導	助言指導(1)	135	459	2			1	519	2	30	16	40	7	2	21	208	1,442
	継続指導(2)	548	291	2	1			1		49	35	13	1			24	965
	他機関に 斡旋・紹介(3)		12							2	1	1				9	25
	児童福祉司指導(4)	1															1
	児童委員指導(5)																
	児童家庭支援センター 指導・指導委託(6)									2							2
	市町村・福祉事務所 送致又は通知(7)	68	68													7	143
	訓戒・誓約(8)	9								2							11
児童福祉施設	入所(9)	15	37							3	6	2				3	66
	少年審判に よる(再掲)(10)															1	1
	通所(11)		4									2					6
	指定医療機関委託(12)																
	里親委託(13)	3	7							1							11
	法第27条第1項第4 号により家裁送致(14)									2	3						5
	障害児施設等への利用契約(15)		1													2	3
	その他(16)	13	428		1		2	59		69	37	10	1		2	126	748
	計(17)	792	1,307	4	2		3	579	2	160	98	68	9	2	23	380	3,429
	施設入所待機(再掲)(18)																
	未処理件数(年度末現在)(19)																
	施設入所待機(再掲)(20)																

表8 施設別措置・解除、里親委託状況

(令和2年3月31日現在)

施設別	施設名	定員	元年度入所						元年度退所						元年度末在籍					
			中央		コザ		計		中央		コザ		計		中央		コザ		計	
			措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約
乳児院	吉水寮	20	7	6	13	10	4	14	4	7	11									
児童養護施設	石嶺児童園	90	15	5	20	11	4	15	56	22	78									
	漲水学園	40	5		5	6		6	17		17									
	愛隣園	46	4		4		2	2	26	18	44									
	青雲寮	36	4		4	3	1	4	30	3	33									
	美さと児童園	50	2	3	5	2	2	4	15	32	47									
	島添の丘	66		1	1	2		2	23	20	43									
	なごみ	36	7	1	8	1	2	3	15	10	25									
	ならさ	40	7		7	2		2	30		30									
	計	404	44	10	54	27	11	38	212	105	317									
障害児入所施設	福祉型 障害児 入所 施設	あけぼの学園	20				1		1	1	1									
		沖縄中央育成園	20		2		2	2	2	2	2	7	4	4	1	11	5			
		そよかぜ寮	30	2	4		2	4	1	2	1	2	11	10	6	2	17	12		
		名護わかば園	40		1		1	1	1	1	1		2	7	5	7	7			
		計	153	2	7		2	7	4	5	1	5	5	19	16	17	8	36	24	
	医療型 障害児 入所 施設	沖繩南部療育医療センター	140		6		6		7	1	1	7	4	18	1	6	5	24		
		沖繩中部療育医療センター	80							1	1		5	4	11	4	16			
		沖繩療育園	100			1	1		1		1		2		2		4			
		名護療育園	80		1		1					1		4	1	5	1			
		計	520		7	1	1		10	2	2	10	5	26	9	22	14	48		
情緒障害児 短期治療施設	ノアーズ・ガーデン	30	11	6	17	3		3	18	6	24									
	計	30	11	6	17	3		3	18	6	24									
児童自立 支援 施設	若夏学院	34	9		9	5	6	11	10	8	18									
	(県外)																			
	国立武蔵野学院	150		1	1					1	1									
	国立きぬ川学院	100	1		1	1		1		1										
	計	284	10	1	11	6	6	12	10	9	19									
里親委託			18	10	28	17	12	29	86	47	133									
ファミリーホーム		53	8	3	11	3	5	8	31	12	43									
合計			89	14	31	1	120	15	67	15	18	85	15	367	42	212	30	573	72	

※平成26年4月1日付で一部の医療型障害児施設の名称が変更となりました。

平成26年度からは変更後の名称を記載しております。

(旧)

(新)

沖繩整肢療護園 → 沖繩南部療育医療センター

沖繩小児発達センター → 沖繩中部療育医療センター

※医療型障害児入所施設の定員は、児・者合計の数になります。

※心身障害児施設においては、原則として利用形態が契約となっています。

## 2 相談種別の取扱い状況

### (1) 養護相談の状況

図3 養護相談受付件数の年度別推移

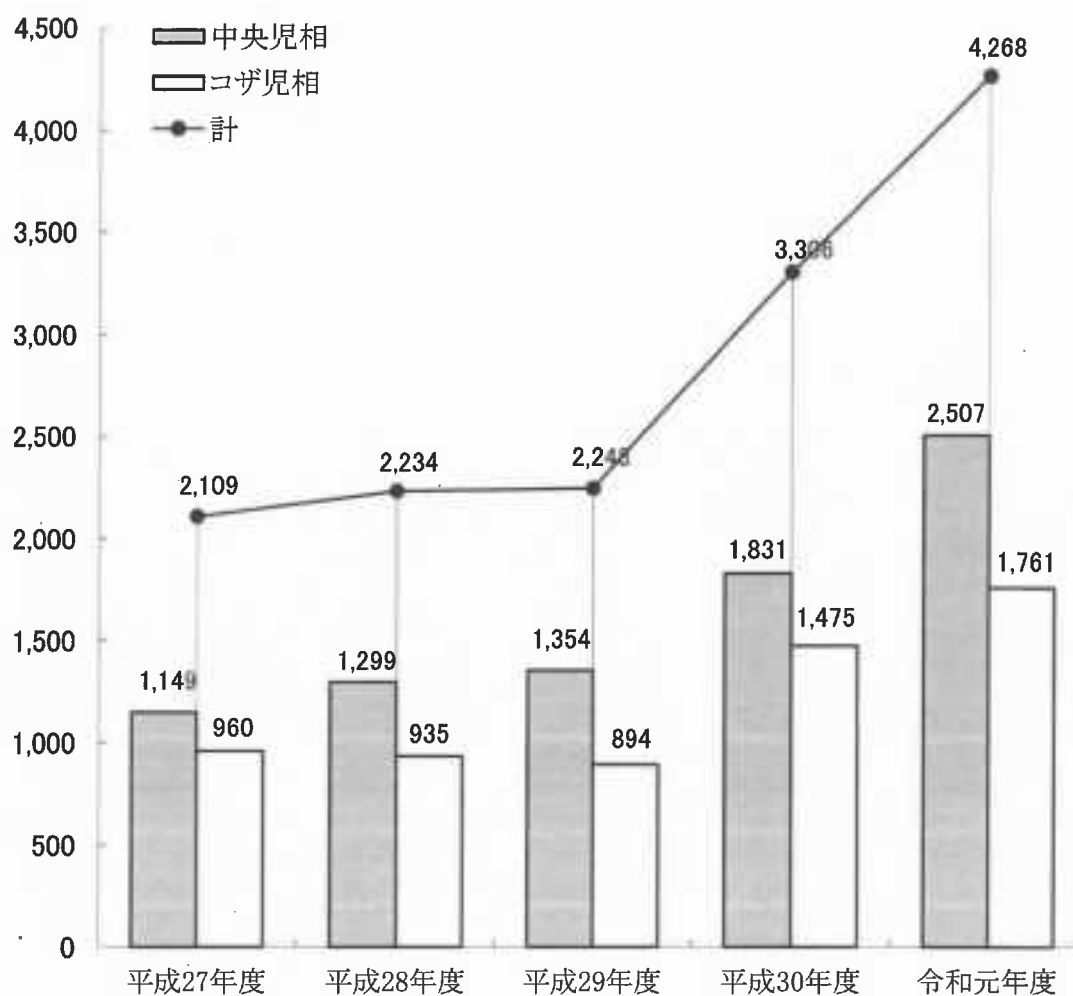


表9 養護相談受付件数の年度別推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中央児相	1,149	1,299	1,354	1,831	2,507
コザ児相	960	935	894	1,475	1,761
計	2,109	2,234	2,248	3,306	4,268

(件)

表10 養護相談理由別・処理件数

(令和元年度)

処理別	理由別 児相別	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境			その他	合計
						虐待	その他	合計		
施設入所	中央児相		1		3	34	14	48	5	57
	コザ児相	2			3	15	32	47		52
	計	2	1		6	49	46	95	5	109
里親委託	中央児相				1	13	6	19	7	27
	コザ児相				2	3	5	8		10
	計				3	16	11	27	7	37
児童福祉司指導	中央児相					7		7		7
	コザ児相					1		1		1
	計					8		8		8
面接指導	中央児相	11	1	3	47	929	667	1,596	74	1,732
	コザ児相	2		2	38	683	720	1,403		1,445
	計	13	1	5	85	1,612	1,387	2,999	74	3,177
その他	中央児相	1	6		20	315	345	660	114	801
	コザ児相					91	501	592		592
	計	1	6		20	406	846	1,252	114	1,393
合計	中央児相	12	8	3	71	1,298	1,032	2,330	200	2,624
	コザ児相	4			43	793	1,258	2,051		2,098
	計	16	8	3	114	2,091	2,290	4,381	200	4,722
全 国 (令和元年度)		625	460	441	6,523	196,549	43,130	239,679	20,227	267,955

※虐待とは身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育拒否、怠慢)、心理的虐待をいう。

## (2) 児童虐待の状況

図4 虐待ケース件数と伸び率

### 児童虐待件数推移

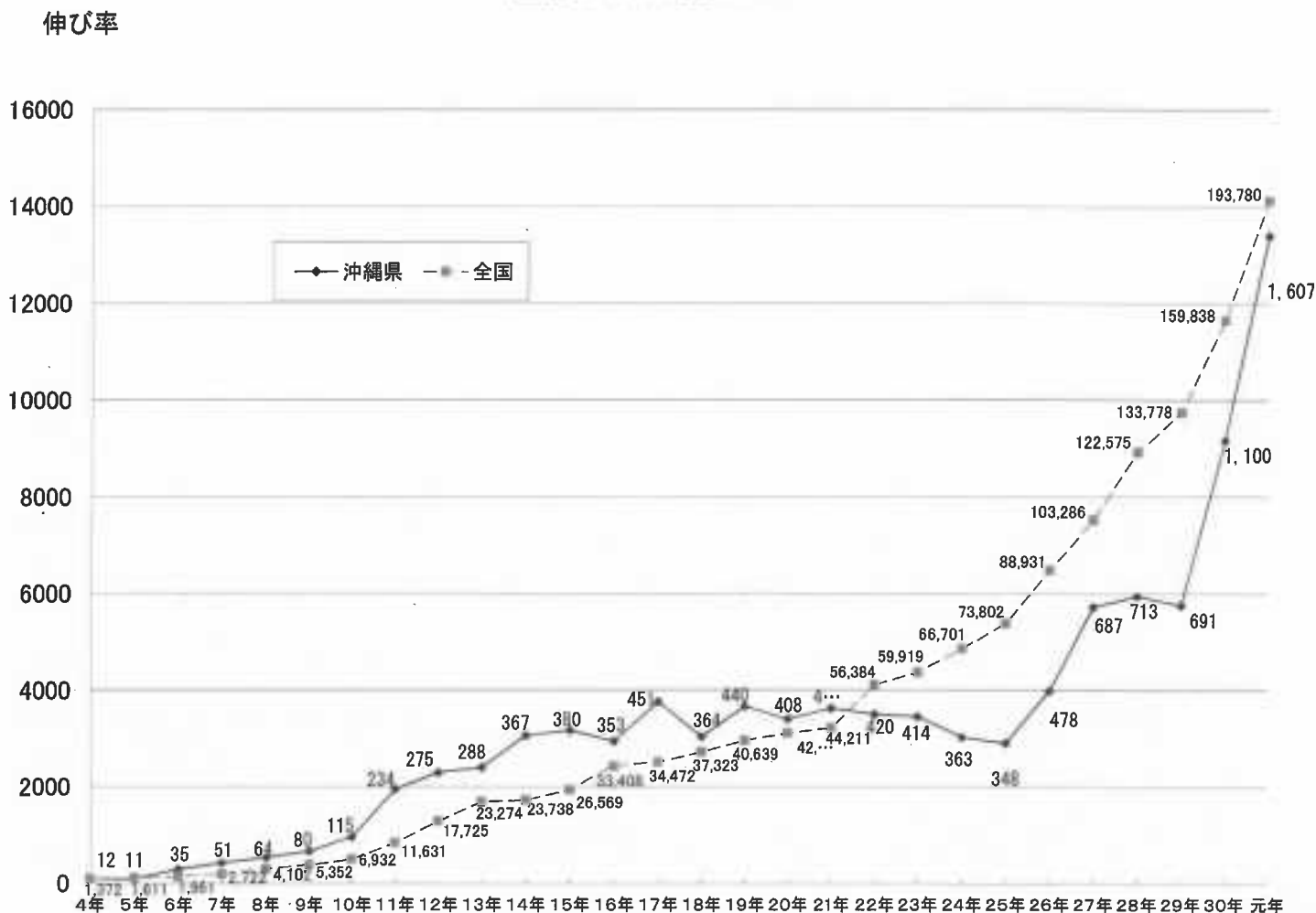


表13 児童虐待件数と伸び率

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
沖縄県	12	11	35	51	64	80	115	234	275	288	367	380	353	451
	(100)	(92)	(292)	(425)	(533)	(667)	(958)	(1,950)	(2,292)	(2,400)	(3,058)	(3,167)	(2,942)	(3,758)
全国	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472
	(100)	(117)	(143)	(198)	(299)	(390)	(505)	(848)	(1,292)	(1,696)	(1,730)	(1,937)	(2,435)	(2,513)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
沖縄県	364	440	408	435	420	414	363	348	478	687	713	691	1,100	1,607
	(3033)	(3667)	(3400)	(3625)	(3500)	(3450)	(3025)	(2900)	(3983)	(5725)	(5942)	(5758)	(9167)	(13392)
全国	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780
	(2720)	(2962)	(3110)	(3222)	(4110)	(4367)	(4862)	(5379)	(6482)	(7528)	(8934)	(9751)	(11650)	(14124)

※( )内は、平成4年度を100とした指数(伸び率)です。

図5 虐待種別相談内訳



表12 虐待種別相談内訳

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
沖縄	中央児相	159(17.2%)	9(1.0%)	649(70.2%)	107(11.6%)	924(100%)
	コザ児相	125(18.3%)	11(1.6%)	453(66.3%)	94(13.8%)	683(100%)
	計	284(17.7%)	20(1.2%)	1102(68.6%)	201(12.5%)	1607(100%)
全国	件数	49,240	2,077	109,118	33,345	193,780
	割合	25.4%	1.1%	56.3%	17.2%	100.0%

\*全国値は「令和元年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」より

図6 主たる虐待者

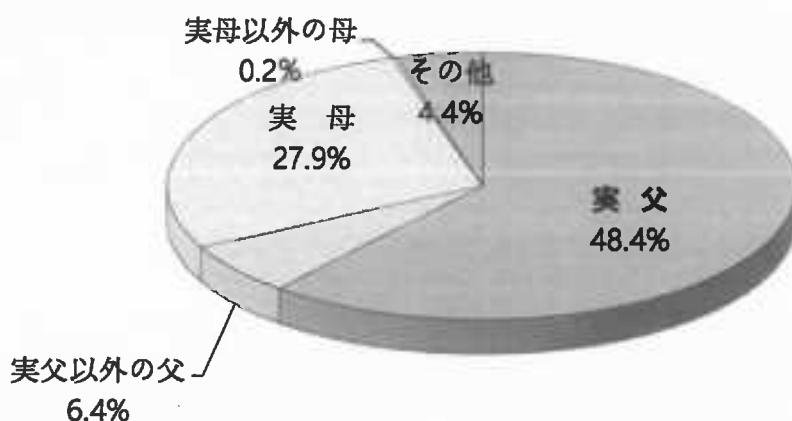


表13 主たる虐待者

		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
沖縄	中央児相	578(62.6%)	50(5.4%)	247(26.7%)	4(0.4%)	45(4.9%)	924(100%)
	コザ児相	403(59.0%)	53(7.8%)	202(29.6%)	0(0.0%)	25(3.7%)	683(100%)
	計	981(61.0%)	103(6.4%)	449(27.9%)	4(0.2%)	70(4.4%)	1607(100%)
全国	件数	79,786	10,473	92,426	839	10,256	193,780
	割合%	41.2%	5.4%	47.7%	0.4%	5.3%	100.0%

\*全国値は「令和元年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」より

表14 虐待の相談経路

	家族				近隣・知人	児童本人	都道府県				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			警察等	児童家庭支援センター	庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告件含む）	その他	計
	虐待者本人		虐待者以外				児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	保健所				医療機関	幼稚園	小学校	教育委員会等					
	父	母	他	他																									
中央児童相談所	身体的虐待	3	2	1	1	4	6	1		3	6			1	93				8	3	24			3	159				
	性的虐待								1	1					3				2	2					9				
	心理的虐待		4	1	1	1	9		7	2	13			3	589				1	6	11	1			649				
	ネグレクト	2			1	1	5			2	11			2	60				7	16					107				
	計	5	6	2	3	6	20	1	8	8	30			6	745				1	23	3	53	1		3	924			
コザ児童相談所	身体的虐待	1				2	4	3	5	1	15	1	13		51				7	1	18			3	125				
	性的虐待					1			1	1	1		1		5				1						11				
	心理的虐待	4	2		1	3	3	26	3	4	6		3		383				3	11				1	453				
	ネグレクト			3	1	5	7		5		10		6		48				2	6	1				94				
	計	5	2	3	1	4	11	37	3	14	6	32	1	23	487				13	1	35	1		4	683				
合計	5	7	9	3	7	17	57	4	22	14	62	1	23	6	1,232				1	36	4	88	2		7	1,607			
割合%	0.3	0.4	0.6	0.2	0.4	1.1	3.5	0.2	1.4	0.0	0.9	3.9		1.4	0.4	0.0		76.7			2.2	0.2	5.5	0.1	0.0	0.4	100.0		

表15 処理内訳

	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計	
沖縄	中央	34 (2.6%)	13 (1.0%)	929 (71.6%)	322 (24.8%)	1,298 (100.0%)
	コザ	15 (1.9%)	3 (0.4%)	683 (86.2%)	91 (11.5%)	792 (100.0%)
	計	49 (2.3%)	16 (0.8%)	1,612 (77.1%)	413 (19.8%)	2,090 (100.0%)
全国	件数	4,291	735	171,230	20,293	196,549
	割合%	2.2%	0.4%	87.1%	10.3%	100.0%

表16 施設入所の内訳

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	知的障害児施設	その他	計	
沖縄	中央	27	1	1	3	2	34
	コザ	9	2	1	2	1	15
	計	36 (73.5%)	3 (6.1%)	2 (4.1%)	5 (10.2%)	3 (6.1%)	49 (100.0%)

※全国は平成28年度の件数である。

図7 被虐待児童の年齢・相談種別

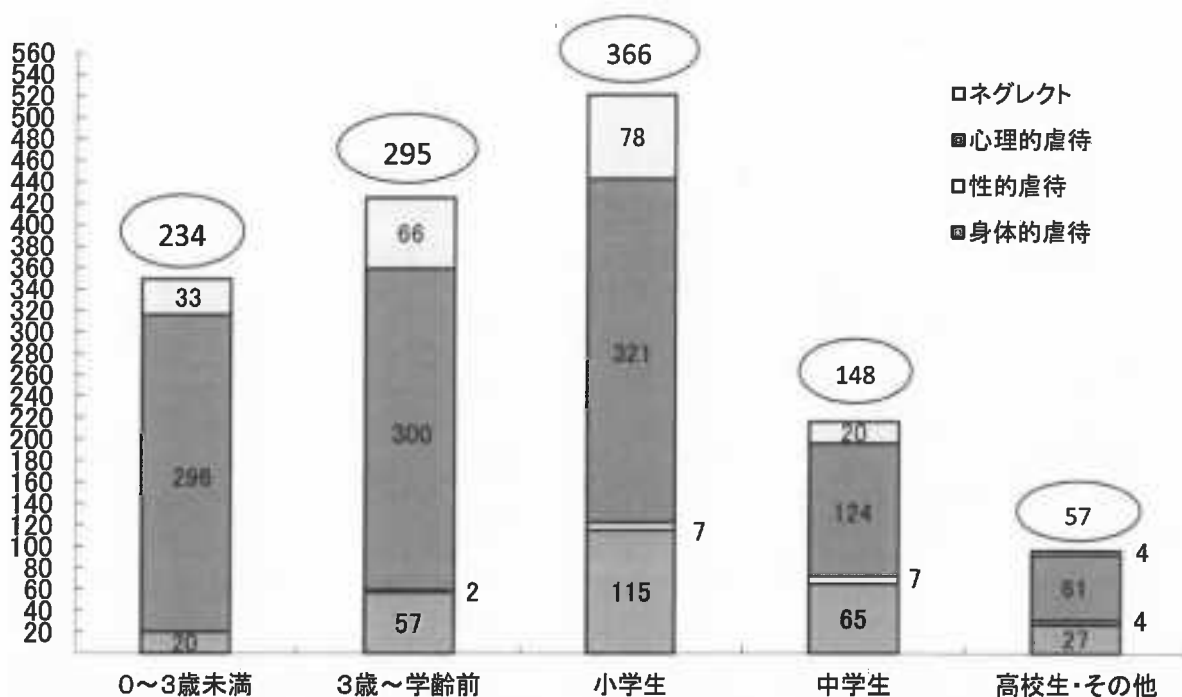


表17 被虐待児童の年齢・相談種別

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	割合(%)
中央 児 相	0~3歳未満	11		178	21	210	22.7
	3歳~学齢前	32	2	176	38	248	26.8
	小学生	61	4	186	36	287	31.1
	中学生	41	3	73	11	128	13.9
	高校生・その他	14		36	1	51	5.5
	計	159	9	649	107	924	100.0
コ ザ 児 相	0~3歳未満	9		118	12	139	20.4
	3歳~学齢前	25		124	28	177	25.9
	小学生	54	3	135	42	234	34.3
	中学生	24	4	51	9	88	12.9
	高校生・その他	13	4	25	3	45	6.6
	計	125	11	453	94	683	100.0
県 計	0~3歳未満	20		296	33	349	21.7
	3歳~学齢前	57	2	300	66	425	26.4
	小学生	115	7	321	78	521	32.4
	中学生	65	7	124	20	216	13.4
	高校生・その他	27	4	61	4	96	6.0
	計	284	20	1,102	201	1,607	100.0



表18 被虐待児童の年齢・相談種別

	身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			ネグレクト			計		
	中央	コザ	計	中央	コザ	計	中央	コザ	計	中央	コザ	計	中央	コザ	計
0歳	4	6	10				59	47	106	6	3	9	69	56	125
1歳	3		3				57	41	98	7	5	12	67	46	113
2歳	4	3	7				62	30	92	8	4	12	74	37	111
3歳	10	6	16				54	34	88	10	5	15	74	45	119
4歳	8	8	16				44	32	76	14	8	22	66	48	114
5歳	7	4	11				37	30	67	6	8	14	50	42	92
6歳	7	7	14	2		2	41	28	69	8	7	15	58	42	100
7歳	4	7	11				28	26	54	8	10	18	40	43	83
8歳	10	11	21				37	27	64	9	3	12	56	41	97
9歳	11	11	22		1	1	32	23	55	4	10	14	47	45	92
10歳	9	6	15	1		1	30	27	57	4	7	11	44	40	84
11歳	13	7	20	1		1	25	16	41	5	7	12	44	30	74
12歳	14	12	26	2	2	4	34	16	50	6	5	11	56	35	91
13歳	18	11	29				34	26	60	1	4	5	53	41	94
14歳	20	8	28		2	2	19	12	31	7	2	9	46	24	70
15歳	3	5	8	3	2	5	20	13	33	3	3	6	29	23	52
16歳	9	7	16		1	1	18	17	35	1	1	2	28	26	54
17歳	5	6	11		3	3	18	8	26		2	2	23	19	42
18歳~/不明															
計	159	125	284	9	11	20	649	453	1,102	107	94	201	924	683	1,607

表19 立入調査・警察官の同行

	立入調査	警察官の同行
中央		
コザ		19
計		19

表20 知事勧告・家庭裁判所勧告

	知事勧告	家庭裁判所勧告
中央		
コザ		
計		

表21 親権、後見人関係

	児童福祉施設入所の請求		親権喪失宣言の請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数
中央								
コザ	3	3						
計	3	3						

表22 出頭要求・臨検・捜索

	出頭要請		再出頭要請		臨検		捜索	
	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数
中央								
コザ								
計								

## 虐待相談(処理)の時系列表

表25 児童虐待処理件数の推移

	平18年	平19年	平20年	平21年	平22年	平23年	平24年	平25年	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年	令和元
中央児相	193	266	197	206	245	252	202	200	253	372	407	439	682	924
コザ児相	171	174	211	229	175	162	161	148	225	315	306	252	418	683
計	364	440	408	435	420	414	363	348	478	687	713	691	#####	1,607

表26 虐待の相談経路

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
平成27年	43	15	60	12	55	0	38	60	214	102	88	687
(%)	(6.3%)	(2.2%)	(8.7%)	(1.7%)	(8.0%)	(0.0%)	(5.5%)	(8.7%)	(31.1%)	(14.8%)	(12.8%)	(100.0%)
平成28年	57	11	46	10	53	14	17	10	295	91	109	713
(%)	(8.0%)	(1.5%)	(6.5%)	(1.4%)	(7.4%)	(2.0%)	(2.4%)	(1.4%)	(41.4%)	(12.8%)	(15.3%)	(100.0%)
平成29年	16	17	16	8	23	0	12	4	441	84	70	691
(%)	(2.3%)	(2.5%)	(2.3%)	(1.2%)	(3.3%)	(0.0%)	(1.7%)	(0.6%)	(63.8%)	(12.2%)	(10.1%)	(100.0%)
平成30年	27	7	51	8	52	1	22	0	762	71	99	1100
(%)	(2.5%)	(0.6%)	(4.6%)	(0.7%)	(4.7%)	(0.1%)	(2.0%)	(0.0%)	(69.3%)	(6.5%)	(9.0%)	(100.0%)
令和元年	31	17	57	4	62	1	36	6	1232	94	67	1607
(%)	(1.9%)	(1.1%)	(3.5%)	(0.2%)	(3.9%)	(0.1%)	(2.2%)	(0.4%)	(76.7%)	(5.8%)	(4.2%)	(100.0%)

表27 虐待種別相談内訳

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
平成27年	172 (25.0%)	15 (2.2%)	302 (44.0%)	198 (28.8%)	687 (100.0%)
平成28年	195 (27.3%)	21 (2.9%)	319 (44.7%)	178 (25.0%)	713 (100.0%)
平成29年	174 (25.2%)	7 (1.0%)	364 (52.7%)	146 (21.1%)	691 (100.0%)
平成30年	197 (17.9%)	11 (1.0%)	734 (66.7%)	158 (14.4%)	1100 (100.0%)
令和元年	284 (17.7%)	20 (1.2%)	1102 (68.6%)	201 (12.5%)	1607 (100.0%)

表28 主たる虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
平成27年	314 (45.7%)	54 (7.9%)	267 (38.9%)	15 (2.2%)	37 (5.4%)	687 (100.0%)
平成28年	345 (48.4%)	40 (5.6%)	293 (41.1%)	7 (1.0%)	28 (3.9%)	713 (100.0%)
平成29年	344 (49.8%)	56 (8.1%)	258 (37.3%)	2 (0.3%)	31 (4.5%)	691 (100.0%)
平成30年	607 (55.2%)	110 (10.0%)	318 (28.9%)	2 (0.2%)	63 (5.7%)	1100 (100.0%)
令和元年	981 (61.0%)	103 (6.4%)	449 (27.9%)	4 (0.2%)	70 (4.4%)	1607 (100.0%)

表29 虐待相談の処理内訳

	施設入所	里親委託	面接指導	その他	計
平成27年	55 (8.0%)	5 (0.7%)	597 (86.9%)	30 (4.4%)	687 (100.0%)
平成28年	73 (10.2%)	16 (2.2%)	529 (74.2%)	95 (13.3%)	713 (100.0%)
平成29年	29 (4.2%)	14 (2.0%)	631 (91.3%)	17 (2.5%)	691 (100.0%)
平成30年	30 (2.7%)	6 (0.5%)	1006 (91.5%)	58 (5.3%)	1100 (100.0%)
令和元年	49 (2.3%)	15 (0.7%)	1612 (77.2%)	413 (19.8%)	2089 (100.0%)

表30 法的権限行使状況

	立入調査	警察官の同行	法第28条第1項第1号・2号措置		親権喪失宣言の請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
			請求	承認	請求	承認	請求	承認	請求	承認
平成27年	4	17	3	1			1			
平成28年	1	1	3	3						
平成29年		19								
平成30年	0	20	8	4	0	0	0	0	0	0
令和元年	0	19	3	3	0	0	0	0	0	0

### (3) 非行(ぐ犯・触法)相談の状況

図8 非行(ぐ犯・触法)相談受付件数の年度別推移

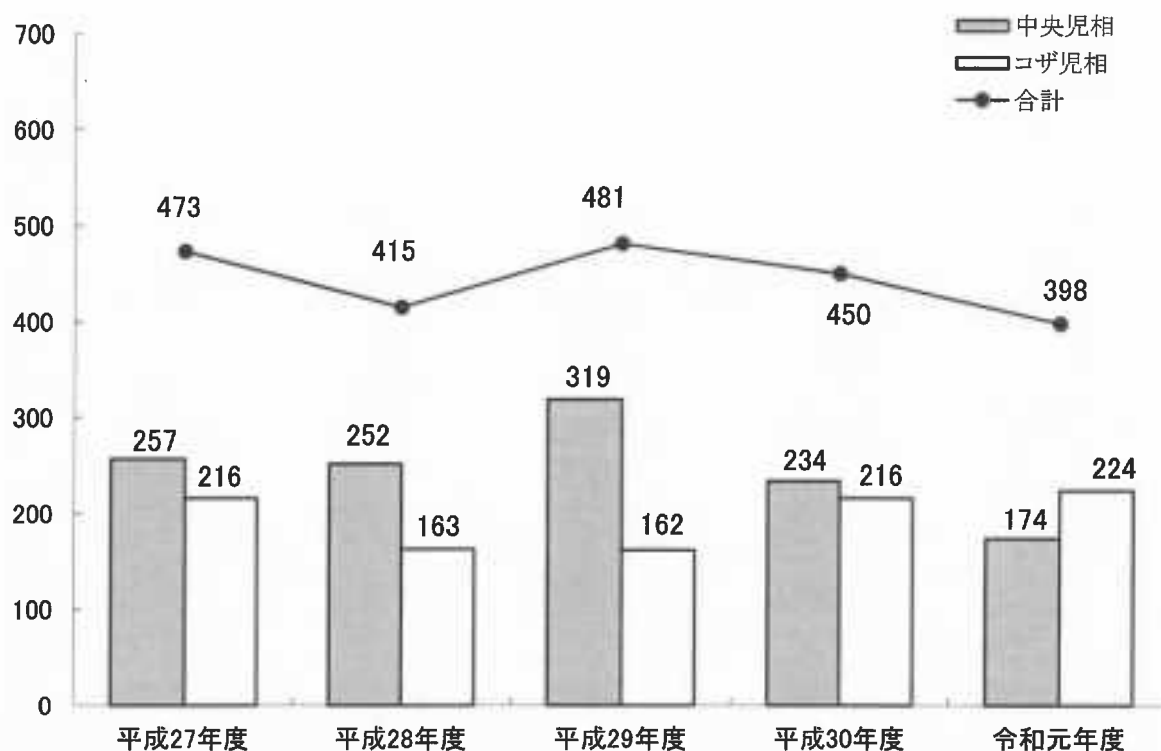


表29 非行(ぐ犯・触法)相談受付件数の年度別推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中央児相	257	252	319	234	174
コザ児相	216	163	162	216	224
合計	473	415	481	450	398

(4) 障害相談の状況

図9 障害相談受付件数の年度別推移

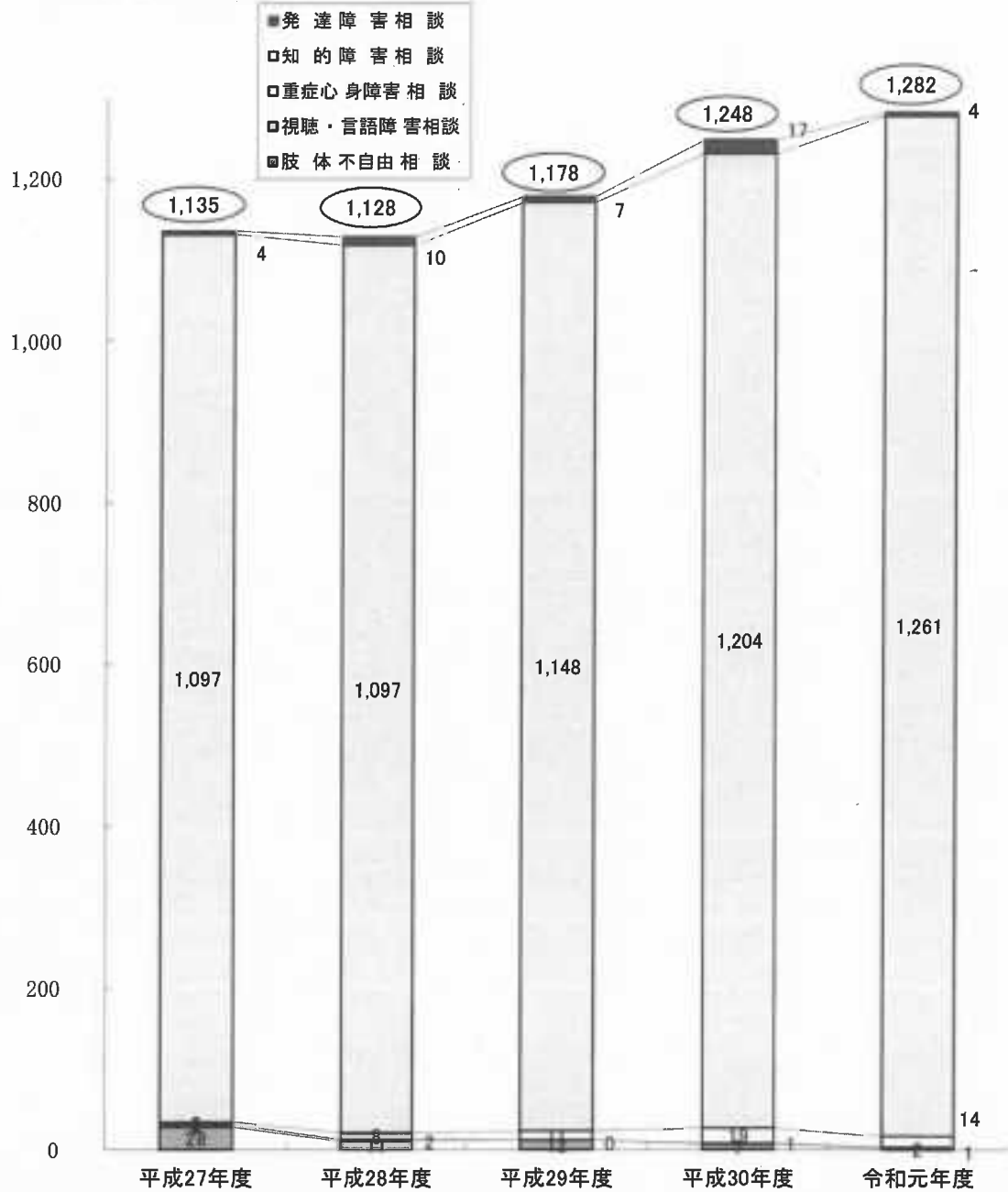


表33 障害相談受付件数の年度別推移

	肢体不自由相談	視聴・言語障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	合計
平成27年度	28	3	3	1,097	4	1,135
平成28年度	11	2	8	1,097	10	1,128
平成29年度	12	0	11	1,148	7	1,178
平成30年度	7	1	19	1,204	17	1,248
令和元年度	2	1	14	1,261	4	1,282

## (5) 育成相談の状況

図10 育成相談受付件数の年度別推移

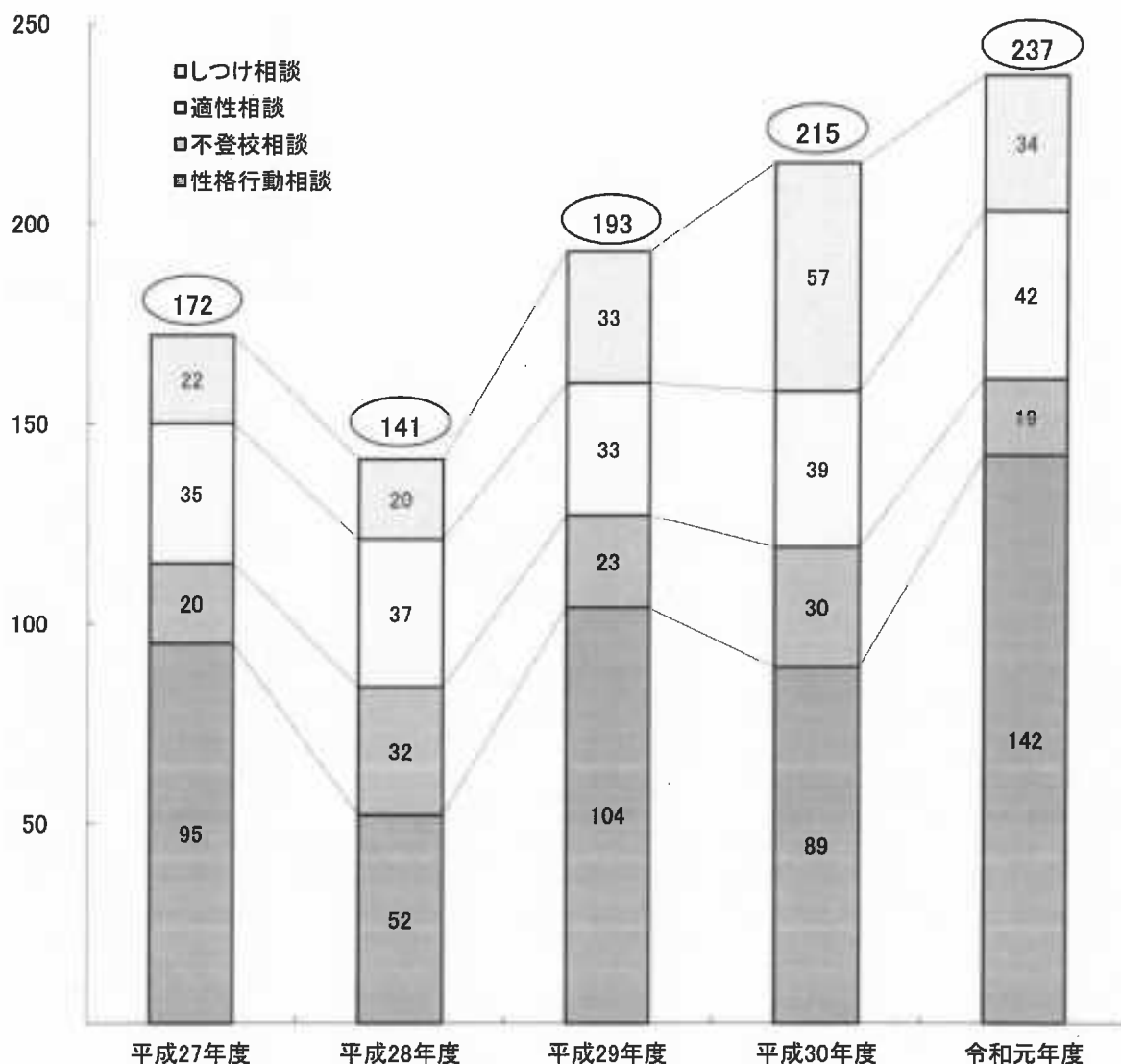


表35 育成相談受付件数の年度別推移

	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談	計
平成27年度	95	20	35	22	172
平成28年度	52	32	37	20	141
平成29年度	104	23	33	33	193
平成30年度	89	30	39	57	215
令和元年度	142	19	42	34	237

### 3 調査・判定の状況

表37 児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

(令和元年度)

対象者別	内容別 児相別	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導等					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
			診断・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	中央	4,792	332	107		394	248	49	94	1,278	6	10	255	342	14
	コザ	3,860	210	62	10	312	120	48	59	680			491	342	
	計	8,652	542	169	10	706	368	97	153	1,958	6	10	746	684	14
保護者	中央	7,188	149						25	788		18	111	171	
	コザ	5,790	67			2			2	571			14	171	
	計	12,978	216			2			27	1,359		18	125	342	
その他	中央	10,782	5							52	1	3	53	57	11
	コザ	8,685	10							24				57	
	計	19,467	15							76	1	3	53	114	11
合計	中央	22,762	486	107		394	248	49	119	2,118	7	31	419	570	25
	コザ	18,335	287	62	10	314	120	48	61	1,275			505	570	
	計	41,097	773	169	10	708	368	97	180	3,393	7	31	924	1,140	25

表38 療育手帳判定処理件数の推移

年度別	区分	受付件数	判定件数	取下げ件数	繰越件数
	児相別				
平成 27 年度	中央児相	550	537	7	302
	コザ児相	454	421	13	79
	計	1,004	958	20	381
平成 28 年度	中央児相	629	552	11	368
	コザ児相	410	405	26	58
	計	1,039	957	37	426
平成 29 年度	中央児相	612	579	17	384
	コザ児相	453	436	19	55
	計	1,065	1,015	36	439
平成 30 年度	中央児相	670	574	57	422
	コザ児相	482	438	32	67
	計	1,152	1,012	89	489
令和 元 年度	中央児相	669	659	54	378
	コザ児相	529	479	35	82
	計	1,198	1,138	89	460

\* 「受付件数」には、前年度の「繰越件数」は含まれず。

# 4 里親の状況

## 表40 登録里親・委託児童状況

(令和2年3月31日現在)

管内別	区分 年度 別地区	登録里親数					委託里親数					委託児童数				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
中央 児 相 管 内	那覇市	27	32	37	36	40	10	16	11	21	17	15	16	18	23	19
	糸満市	5	7	9	9	12	2	4	3	8	4	3	4	4	12	6
	浦添市	11	14	14	17	20	6	6	5	6	6	10	10	8	7	9
	宮古島市	9	10	12	14	15	3	3	1	1	2	3	3	2		2
	石垣市	14	14	12	12	14	3	4	4	2	2	3	4	4	3	2
	豊見城市	7	8	8	8	10	1	2	1			2	1	1		
	南城市	10	12	12	12	11	5	8	6	5	6	12	13	13	11	11
	(島尻郡)															
	八重瀬町	3	3	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	与那原町	3	3	3	3	3	1	2	1			1	1	1		
	南風原町	4	3	2	2	3	1	2	1	1	2	5	5	5	6	6
	西原町	8	9	9	9	9	5	2	3	4	4	5	7	6	5	6
	久米島町				1	1										
	渡嘉敷村															
	座間味村															
	粟国村															
	渡名喜村															
	南大東村				1	1										
	北大東村 (宮古郡)															
	多良間村 (八重山郡)															
竹富町																
与那国町																
計		101	115	122	128	143	38	50	37	49	44	60	65	63	68	62
コザ 児 相 管 内	沖縄市	25	26	27	25	24	12	12	13	14	16	25	24	20	18	18
	宜野湾市	13	16	17	18	20	5	4	4	7	9	17	18	16	12	14
	名護市	12	14	15	16	17	3	5	4	7	6	4	8	6	7	6
	うるま市 (国頭郡)	8	12	12	12	14	1	3	3	1	2	3	7	8	2	3
	国頭村															
	大宜見村	3	3	3	3	3	1			1	1	5	1	1	1	1
	今帰仁村	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	2	3	5
	本部町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	恩納村	1	1	2	2	2										
	宜野座村															
	金武町	1	1	1	1	2	1	1	1	2	3	2	2	2	3	3
	伊江村	1	1	1	1	1	1	1				1	1			
	伊是名村															
	伊平屋村 (中頭郡)															
	読谷村	11	11	13	12	14	2	3	4	4	4	7	8	7	6	6
	嘉手納町										1					1
	北谷町	6	7	7	7	9	2	2	1	2	3	7	7	6	4	5
北中城村	4	6	6	6	6	2			1	1	3	1	2	2	2	
中城村	6	6	6	6	8	2	4	3	4	4	4	8	8	5	6	
県外																
計		93	106	112	111	122	34	37	35	47	53	82	88	79	64	71
合計		194	221	234	239	265	72	87	72	96	97	142	153	142	132	133

※地区別については里親の居住地別に区分してあります。



表41 里親委託児童の年齢別・委託期間別状況

(令和2年3月31日現在)

年齢別		委託期間別 児相別	1年未満	1年～ 3年未満	3年～ 6年未満	6年～ 10年未満	10年以上	合 計
就 学 前 期	0 ～ 2	中央児相	8	6				14
		コザ児相		4	1			5
		計	8	10	1			19
	3 ～ 6	中央児相	3	7	11	1		22
		コザ児相		2	1			3
		計	3	9	12	1		25
小 学 校 期	7 ～ 12	中央児相	1	1	12	16	3	33
		コザ児相		1	4	9	2	16
		計	1	2	16	25	5	49
中 学 校 期	13 ～ 15	中央児相			3	3	4	10
		コザ児相		1	5	3	6	15
		計		1	8	6	10	25
中 学 校 卒 業 期	16 ～ 18	中央児相			3		4	7
		コザ児相		3	1	1	3	8
		計		3	4	1	7	15
19歳以上		中央児相						
		コザ児相						
		計						
合 計		中央児相	12	14	29	20	11	86
		コザ児相		11	12	13	11	47
		計	12	25	41	33	22	133

表42 里親委託児童及び解除児童

(令和元年度)

	新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数											年度末現在委託児童 (17)	
					解 除						変 更						
	か 児 童 ら 福 祉 施 託 設 施	家 庭 か ら 受 託	そ の 他	計	な 保 護 の 必 要 が な く 帰 宅	養 子 縁 組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	そ の 他	計	に 児 童 福 祉 施 所 設	他 の 里 親 に 受 託	そ の 他		計
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	
中央児相	8	7	3	18	2	1	3					6		4	4	8	86
コザ児相	2	7	1	10	2	3	4			3		12			1	1	47
合 計	10	14	4	28	4	4	7			3		18			1	9	133

表43 養子縁組の年度別推移

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	小計
中央児相	普通養子			2			2
	特別養子	2	2	3	6	1	14
	計	2	2	5	6	1	16
コザ児相	普通養子		1		1		2
	特別養子	1	1	2	1	3	8
	計	1	2	2	2	3	10
県計	普通養子		1	2	1		4
	特別養子	3	3	5	7	4	22
	計	3	4	7	8	4	26

## 5 一時保護の状況

### ○ 一時保護所について

児童福祉法第12条4の規定に基づいて児童相談所に付設された施設で、同法第25条で通告があった児童について、所長が必要と認めた時に一時保護を行います。

一時保護を必要とする場合は、次の2つに大別されます。

#### ア 緊急保護

- ① 棄児、家出児童等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急に当該児童を保護する必要がある場合。
- ② 虐待等の理由により当該児童を家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ③ 児童の行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合。
- ④ 一定の重大事件に係る触法少年と思慮すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき装置のあった児童を保護する場合。

#### イ アセスメントのための一時保護

適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合。

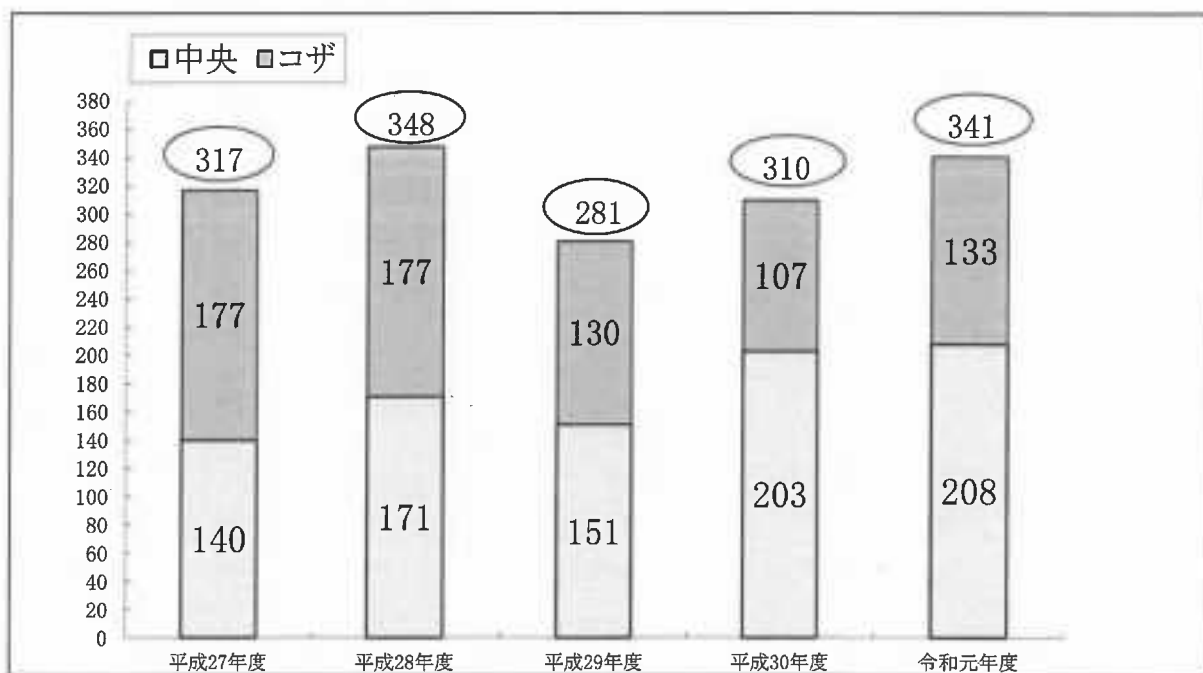
### ○ 一時保護委託について

児童福祉法第33条の規定に基づいて児童相談所長が必要と認める場合には、児童を警察署、児童福祉施設、里親、その他児童福祉に深い理解と経験を有する者に一時保護を委託することができます。

「一時保護」は、必要な行政上の措置等が取られるまでの短期間の保護を意味しています。平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、それに伴う児童福祉法の一部改正によって「一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない」と期間についての原則が規定されました。

# (1) 一時保護の状況

## 図11 新規保護の年度別推移



## 図12 相談種別新規保護の年度別推移

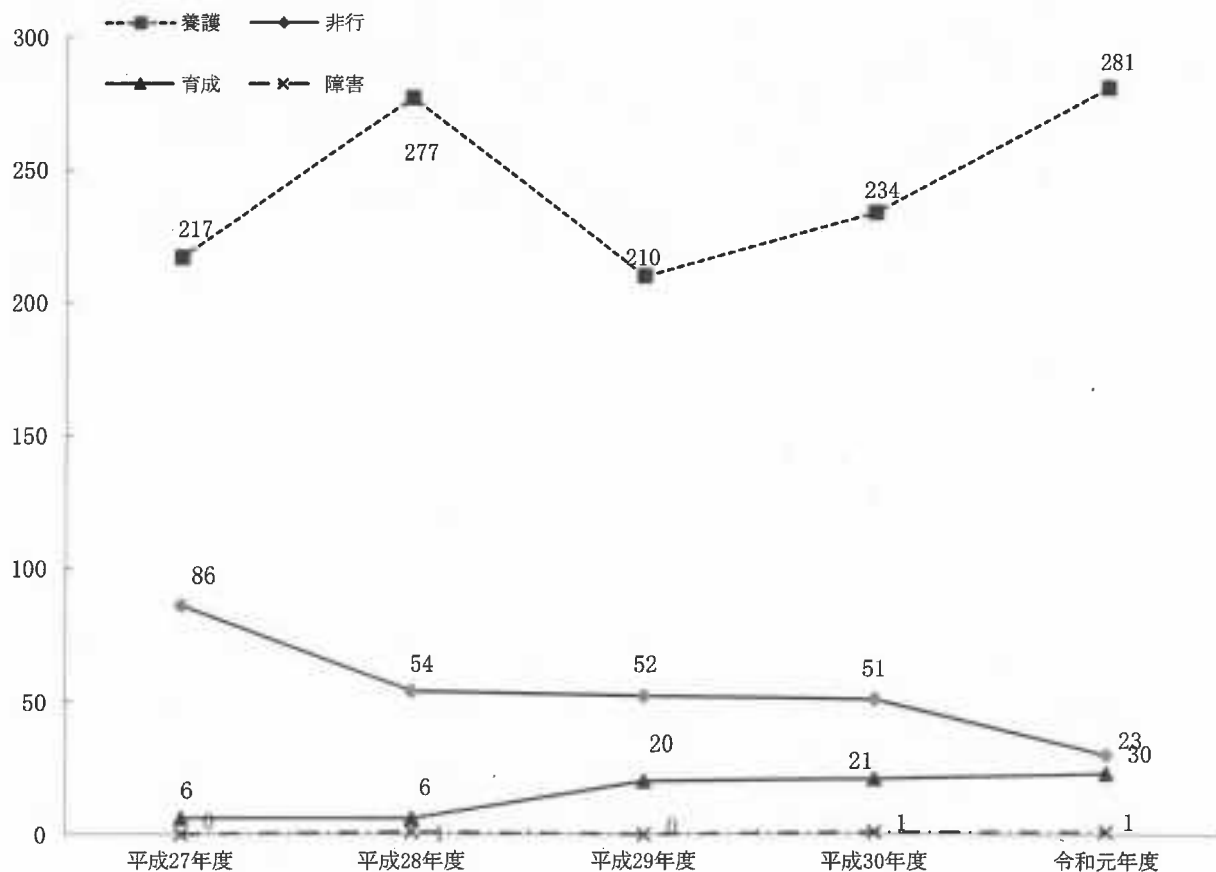


表39 一時保護の相談種別・年度別推移(前年度末からの継続保護含)

(単位:人)

区分	児相別	前年度末 継続保護 (1)	年度中新規保護の内訳						保護総数 (1)+(2)	
			養護		障害	非行	育成	その他		計 (2)
			虐待	その他						
平成27年度	中央児相	16	57	35		41		7	140	156
	コザ児相	16	76	49		45	6	1	177	193
	計	32	133	84		86	6	8	317	349
平成28年度	中央児相	33	89	50	1	22	1	8	171	204
	コザ児相	18	89	49		32	5	2	177	195
	計	51	178	99	1	54	6	10	348	399
平成29年度	中央児相	16	67	41		35	3	5	151	167
	コザ児相	14	51	40		25	9	5	130	144
	計	30	118	81		60	12	10	281	311
平成30年度	中央児相	16	119	40		27	14	3	203	219
	コザ児相	13	46	29	1	24	7		107	120
	計	29	165	69	1	51	21	3	310	339
令和元年度	中央児相	21	115	59		11	21	2	208	229
	コザ児相	16	69	38		19	2	5	133	149
	計	37	184	97		30	23	7	341	378
元年度 構成比 (%)	中央児相		55.3%	28.4%		5.3%	10.1%	1.0%	100%	
	コザ児相		43.9%	24.2%		12.1%	1.3%	3.2%		
	計		54.0%	28.4%		8.8%	6.7%	2.1%		

図13 年齢段階別保護の構成比

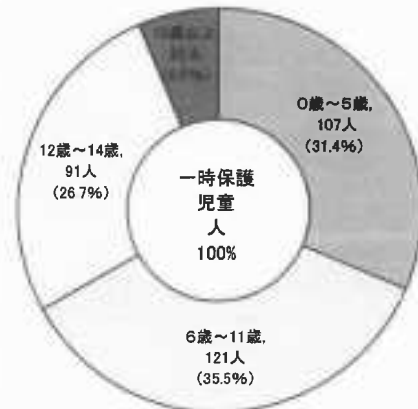


表45 年度別保護状況

区分	児相別	実人員	延人員	一日平均 保護人員	一人平均 保護日数
平成27年度	中央児相	140	5,437	14.9	38.8
	コザ児相	177	5,799	15.8	32.8
	計	317	11,236	30.7	35.4
平成28年度	中央児相	171	6,580	18.0	38.5
	コザ児相	177	6,393	17.5	36.1
	計	348	12,973	35.5	37.3
平成29年度	中央児相	151	5,839	16.0	38.7
	コザ児相	130	5,821	15.9	44.8
	計	281	11,660	31.9	41.5
平成30年度	中央児相	203	7,633	20.9	37.6
	コザ児相	107	4,277	11.7	40.0
	計	310	11,910	32.6	38.4
令和元年度	中央児相	208	8,057	22.1	38.7
	コザ児相	133	5,376	14.7	40.4
	計	341	13,433	36.8	39.4

表46 年齢段階別・相談種別保護の状況

(令和元年度) (人)

年齢階層	相談種別		保護					計	
	児相別		虐待	その他	障害	非行	育成		その他
0 歳 ~ 5 歳	中央児相		40	31				1	72
	コザ児相		23	11				1	35
	小計		63	42				2	107
6 歳 ~ 11 歳	中央児相		44	18		3	9		74
	コザ児相		22	18		5	2		47
	小計		66	36		8	11		121
12 歳 ~ 14 歳	中央児相		26	7		6	12	1	52
	コザ児相		19	6		11		3	39
	小計		45	13		17	12	4	91
15 歳 以上	中央児相		5	3		2			10
	コザ児相		5	3		3		1	12
	小計		10	6		5		1	22
計	中央児相		115	59		11	21	2	208
	コザ児相		69	38		19	2	5	133
	合計		184	97		30	23	7	341

表47 理由別に見た退所の状況

(平成30年度) (人)

区分	理由	継続前年度保護未	本年度入所	退 所 理 由										計	延日数	在所日平均	年度未継続保護				
				虐待施設	児童養護院	児童自立支援施設	知的障害児施設	その他の施設	小計	里親委託	機関に移送	他の児相	家庭裁判所					帰宅	その他		
中央児相	虐待	13	115	6						6	1				77	32	116	4,135	36	12	
	その他	2	59			1		1	2	1	4				30	17	54	2,291	42	7	
	障害																				
	非行	1	11			3				3			1		6	2	12	504	42		
	育成	4	21			1		2	3						12	6	21	1,000	48	4	
	その他	1	2												2	1	3	127	42		
計		21	208	6	5	3	14	2	4	1	127	58	206	8,057	39	23					
コザ児相	虐待	9	69	5					5	1	1			52	12	71	3,022	43	7		
	その他	3	38	1					1					25	15	41	1,318	32			
	障害																				
	非行	3	19			2			2			3		9	7	21	626	30	1		
	育成	1	2					1	1					2		3	201	67			
	その他		5											3	2	5	209	42			
計		16	133	6	2	1	9	1	1	3	91	36	141	5,376	38	8					
県計	虐待	22	184	11					11	2	1			129	44	187	7,157	38	19		
	その他	5	97	1		1		1	3	1	4			55	32	95	3,609	38	7		
	障害																				
	非行	4	30			5			5			4		15	9	33	1,130	34	1		
	育成	5	23			1	1	2	4					14	6	24	1,201	50	4		
	その他	1	7											5	3	8	336				
合計		37	341	12	7	1	3	23	3	5	4	218	94	347	13,433	39	31				
構成比(%)				3	2	0	1	7	1	1	1	63	27	100							

(注)1. 「機関移送」は、女性相談所や家庭裁判所への移送  
 2. 一日平均在所日数=延日数/退所児童数  
 3. 「延日数」は、一時保護所に入所した日から退所するまでに要した延日数である。

## (2) 一時保護委託の状況

図14 一時保護委託人数の年度別推移（年度中・新規保護）

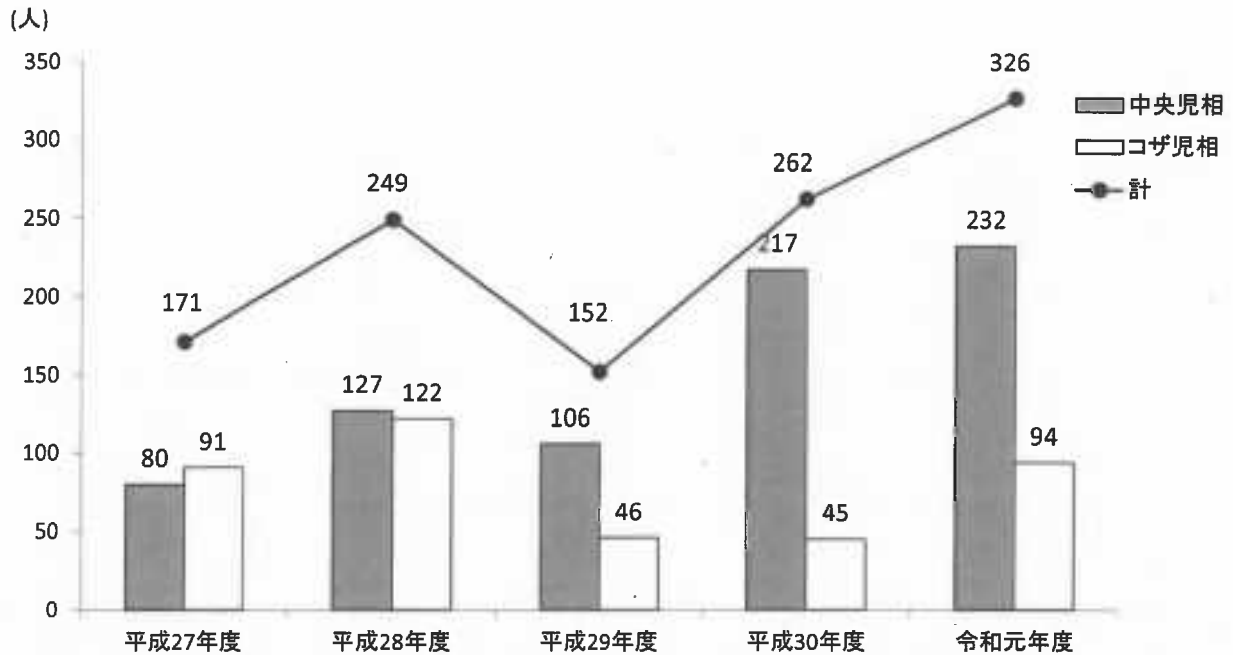


表48 一時保護委託人数の相談種別・年度別推移

(単位:人)

年度別	児相別	前年度末 継続保護 (1)	相談種別・保護の内訳（年度中・新規保護）							保護総数 (1)+(2)
			養 護		障害	非行	育成	その他	計 (2)	
			虐待	その他						
平成27年度	中央児相	6	35	39	1	3	1	1	80	86
	コザ児相	7	48	39		2	2		91	98
	計	13	83	78	1	5	3	1	171	184
平成28年度	中央児相	20	55	66		5		1	127	147
	コザ児相	13	62	56		3	1		122	135
	計	33	117	122		8	1	1	249	282
平成29年度	中央児相	5	44	56		5		1	106	111
	コザ児相	10	24	21		1			46	56
	計	15	68	77		6		1	152	167
平成30年度	中央児相	12	118	86		6	3	4	217	229
	コザ児相	12	27	17				1	45	57
	計	24	145	103		6	3	5	262	286
令和元年度	中央児相	29	97	109		7	12	7	232	261
	コザ児相	10	38	47	4	5			94	104
	計	39	135	156	4	12	12	7	326	365
30年度 構成比 (%)	中央児相		41.8	47.0	0.0	3.0	5.2	3.0	100	
	コザ児相		40.4	50.0	4.3	5.3	0.0	0.0	100	
	計		41.4	47.9	1.2	3.7	3.7	1.9	100	

表49 年度別・一時保護委託状況(前年度末からの継続保護含)

区 分	児相別	実人員	延日数	一人平均 保護日数
平成27年度	中央児相	86 人	2,021 日	23.5 日
	コザ児相	98 人	3,219 日	32.8 日
	計	184 人	5,240 日	28.5 日
平成28年度	中央児相	147 人	3,939 日	26.8 日
	コザ児相	135 人	4,507 日	33.4 日
	計	282 人	8,446 日	30.0 日
平成29年度	中央児相	111 人	2,946 日	26.5 日
	コザ児相	56 人	2,541 日	45.4 日
	計	167 人	5,487 日	32.9 日
平成30年度	中央児相	229 人	6,854 日	29.9 日
	コザ児相	57 人	1,916 日	33.6 日
	計	286 人	8,770 日	30.7 日
令和元年度	中央児相	261 人	7,414 日	28.4 日
	コザ児相	104 人	3,417 日	32.9 日
	計	365 人	10,831 日	29.7 日

図15 年齢段階別・一時保護委託の構成比

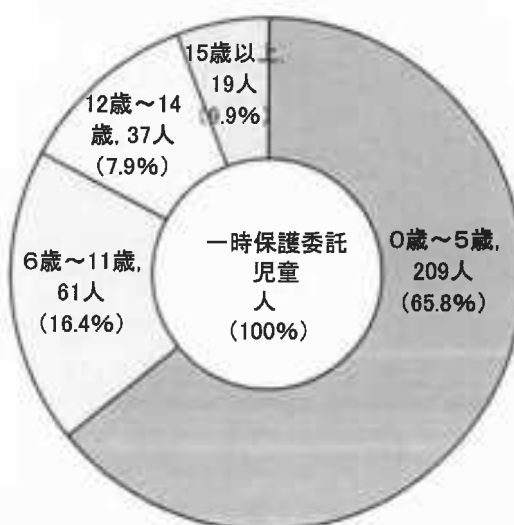


表50 年齢段階別・相談種別、一時保護保護委託の状況(年度中・新規保護)

(令和元年度) (単位:人)

年齢階層	相談種別 児相別	養 護		障害	非行	育成	その他	計
		虐待	その他					
0～5歳	中央児相	53	85				3	141
	コザ児相	25	42	1				68
	小計	78	127	1			3	209
6歳～11歳	中央児相	29	21		1	1	1	53
	コザ児相	5	3					8
	小計	34	24		1	1	1	61
12歳～14歳	中央児相	10	3		3	11	3	30
	コザ児相	3	1	1	2			7
	小計	13	4	1	5	11	3	37
15歳以上	中央児相	5			3			8
	コザ児相	5	1	2	3			11
	小計	10	1	2	6			19
計	中央児相	97	109		7	12	7	232
	コザ児相	38	47	4	5			94
	合計	135	156	4	12	12	7	326



表51 相談種別・一時保護委託先

(令和元年度)

		一時保護委託先										延日数	年度末継続委託保護	
		警察等	児童福祉施設							里親	その他			計
			児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	障害児関係施設	その他の施設						
中央 児 相	養護 虐待	73	8					19	9	109	3,733	10		
	養護 その他	34	12		4	4		39	10	103	2,892	11		
	障害 非行			3						3	6	327	2	
	障害 育成	1			9					2	12	64		
	保健・その他	3			2	1		1	1		8	398		
	計	111	20	3	15	5		59	25	238	7,414	23		
	延日数	3,344	1,485	89	59	350		1,398	689	7,414				
コ ザ 児 相	養護 虐待	10	8		2	1	2	12	3	38	1,293	5		
	養護 その他	7	9		1		2	26	6	51	1,774	1		
	障害 非行			1			2		1	4				
	障害 育成			1		1	1	1	1	5	192			
	保健・その他										158			
	計	17	17	1	4	2	7	39	11	98	3,417	6		
	延日数	438	1,113	21	287	20	178	1,069	291	3,417				
	計	129	37	4	19	7		98	36	339	10,831	29		
	延日数(合計)	3,782	2,598	110	346	370	178	2,467	980	10,831				

表52 相談種別・一時保護委託解除の理由

(令和元年度)

区分		継前 続年 保度 護末	本 年 度 委 託	解 除 理 由										延 日 数	在 一 人 平 均 日 数	年 度 末 継 続 委 託 保 護		
				施 設 入 所					小 計	里 親 委 託	機 他 の 児 移 相 送 ・	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅				そ の 他	
				児童養護施設	乳児院	支 援 児 自 立 設 立	障 害 児 施 設	そ の 他 の 施 設										
中央 児 相	養護 虐待	22	97	19	1			1	21	9			52	27	109	3,733	34.2	10
	養護 その他	5	109	9	5		1	1	16	5	3		48	31	103	2,892	28.1	11
	障害 非行	1	7			2			2				1	3	6	327	54.5	2
	障害 育成		12					3	3					9	12	64	5.3	
	保健・その他	1	7	2					2	1			4	1	8	398	49.8	
	計	29	232	30	6	2	1	5	44	15	3		105	71	238	7,414	31.2	23
コ ザ 児 相	養護 虐待	5	38	8	2			3	13				8	17	38	1,293	34.0	5
	養護 その他	5	47	1	4			1	6	6			12	27	51	1,774	34.8	1
	障害 非行		4			1			1				1	2	4	192	48.0	
	障害 育成		5			1	1		2	1		1	1		5	158	31.6	
	保健・その他																	
	計	10	94	9	6	1	2	4	22	7		1	22	46	98	3,417	34.9	6
県 計	養護 虐待	27	135	27	3			4	34	9			60	44	147	5,026	34.2	9
	養護 その他	10	156	10	9		1	2	22	11	3		60	58	154	4,666	30.3	1
	障害 非行		4				1		1				1	2	4	192		
	障害 育成	1	12			3	1		4	1		1	2	3	11	485	44.1	2
	保健・その他		12					3	3					9		64		12
	合計	39	326	39	12	3	3	9	66	22	3	1	127	117	336	10,831	32.2	24
	構成比(%)			11.6	3.6	0.9	0.9	2.7	19.6	6.5	1		37.8	34.8	100			

## 6 市町村・関係機関等への支援状況

平成16年の児童福祉法改正により、虐待を受けた子どもなどに対する市町村の体制強化を図るため、子どもや家庭に関わることの多い関係機関や関係者が連携し、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)」の設置が法定化されました。本県では、各市町村で従前の児童虐待防止ネットワークから要対協への移行や新規設置が順次なされ、また、平成22年10月には、県レベルの協議会として沖縄県要保護児童対策協議会(通称「おきなわ子どもを守るネットワーク」)が設置されています。

児童相談所においては、市町村の後方支援を目的として、要対協の各種会議への参加をとおして運営支援を行っています。また、各児童相談所管内の警察署、福祉保健所及び市町村等関係機関に呼びかけて、県要保護児童対策協議会の実務者会議等を開催し、機関連携が必要な事項の具体的な協議や事例検討、研修等を行っています。さらに、関係機関や県民に対する児童虐待予防のための啓発活動や活動促進のための事業もあわせて実施しています。

- ① 市町村要保護児童対策地域協議会の設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)
- ② 市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援
  - ・ 要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議、個別支援会議への出席  
・・・・・・・・ (2)
- ③ 県要保護児童対策協議会の実施
  - ・ 各児童相談所管内の機関連携のための協議・情報交換、研修の実施 ..... (3)
- ④ 市町村・関係機関・県民への児童虐待防止に関する広報啓発、研修 ..... (4)

(1) 要保護児童対策地域協議会設置状況

[令和元年度末]

要保護児童対策地域協議会					
	市町村名	設置年月日		市町村名	設置年月日
1	西原町	H17.11.01 (H15.10.17)	21	渡嘉敷村	H19.07.01
2	北谷町	H17.10.14	22	与那原町	H19.07.31 (H17.03.29)
3	八重瀬町	H18.01.01	23	中城村	H20.12.01
4	那覇市	H18.01.13 (H13.10.31)	24	久米島町	H20.08.01 (H17.03.02)
5	宮古島市	H18.02.21	25	北大東村	H20.09.01
6	宜野座村	H18.02.28	26	国頭村	H20.01.29
7	読谷村	H18.02.27	27	北中城村	H21.03.30 (H18.02.01)
8	嘉手納町	H18.03.15	28	石垣市	H21.04.01 (H17.03.07)
9	浦添市	H18.03.31 (H15.07.24)	29	座間味村	H21.04.01
10	東村	H18.03.31	30	多良間村	H21.08.03
11	伊江村	H18.04.03	31	栗国村	H21.10.30
12	金武町	H18.06.09	32	糸満市	H22.02.01 (H16.10.01)
13	恩納村	H18.11.01	33	南大東村	H22.02.01
14	伊平屋村	H19.08.22	34	豊見城市	H22.02.22 (H15.12.02)
15	南風原町	H19.02.22 (H16.06.03)	35	本部町	H23.02.01
16	南城市	H19.03.28	36	大宜味村	H23.09.01
17	伊是名村	H19.03.29	37	名護市	H24.03.27 (H17.04.01)
18	うるま市	H19.03.28 (H17.06.09)	38	沖繩市	H25.03.12 (H15.06.09)
19	今帰仁村	H19.05.01	39	竹富町	H25.11.01
20	宜野湾市	H19.05.30 (H15.08.27)	40	与那国町	H26.04.01
			41	渡名喜村	H26.11.04

※公示年月日を設置年月日とする。( )は児童虐待防止ネットワーク設置日

(2) 要保護児童対策地域協議会

○中央児童相談所

市町村名	代表者会議	実務者会議	発足式	市町村名	代表者会議	実務者会議	発足式
那覇市	1	3		久米島町	1	1	
浦添市	1	3		栗国村			
豊見城市	1	2		北大東村			
南城市	1	3		南大東村	1	3	
糸満市	1	5		渡嘉敷村			
宮古島市	1	2		座間味村			
石垣市	1	5		渡名喜村			
西原町	1	2		多良間村	1	1	
与那原町	1	3		竹富町	1	1	
南風原町	1	3		与那国町	1	1	
八重瀬町	2	2					

○コザ児童相談所

市町村名	代表者会議	実務者会議	発足式	市町村名	代表者会議	実務者会議	発足式
沖繩市	1	1		金武町	1	2	
宜野湾市	1	2		宜野座村	1	2	
うるま市	1			恩納村	1	1	
名護市	1	4		読谷村	1		
国頭村	1	2		嘉手納町	1	6	
大宜味村	1	1		北谷町	1	1	
東村	1	1		北中城村	1	1	
今帰仁村				中城村	1	2	
本部町	1	1					

**(3) おきなわ子どもを守るネットワーク(沖縄県要保護児童対策協議会)等の実施状況**

月日	会議名(主催)	内容及び実施場所
R1 6/24	実務者会議 (コザ児相)	○コザ児童相談所と同所管内市町村児童相談業務関係機関連絡会議 ・場所: 沖縄県中部福祉保健所 ・参加: コザ児童相談所管内市町村、県福祉保健所、 児童家庭支援センターなごみ、コザ児童相談所
6/17	実務者会議 (中央児相)	○中央児童相談所と同所管内市町村要保護児童対策地域協議会事務局との連絡会議 ・場所: 沖縄県総合福祉センター ・参加: 中央児童相談所管内市町村、県福祉事務所、中央児童相談所
9/13	実務者会議 (コザ児相)	○コザ児童相談所と同所管内警察署との実務者会議 ・場所: コザ児童相談所 ・参加: 県警本部少年課少年サポートセンター、宜野湾署、沖縄署、 嘉手納署、うるま署、石川署、コザ児童相談所
7/3	実務者会議 (中央児相)	○中央児童相談所と同所管内警察署との実務者会議 ・場所: 沖縄県総合福祉センター ・参加: 県警本部少年課少年サポートセンター、那覇署少年課、浦添署 少年課、豊見城署生活安全課少年係、与那原署生活安全課、 糸満署生活安全課、中央児童相談所

#### (4) 関係機関への啓蒙・啓発活動等

##### ○ 中央児童相談所

月日	内 容	参 加 対 象
H31 4/15	那覇市教育委員会教育相談施設見学 「児童相談所の業務について」	那覇市教育委員会 きら星学級・むぎほ学級支援員
R1 5/27	乳幼児健康診査担当保健師研修会 「児童虐待の現状と課題」	市町村乳幼児健康診査担当保健師
7/8	宮古島市教職員向け虐待防止研修	宮古島市教育委員会(生徒指導等)
7/11	沖縄いのちの電話カウンセリング公開講座 「沖縄県における児童虐待の現状と対応」	いのちの電話ボランティア志望者等
7/30	乳児家庭全戸訪問事業等家庭訪問担当者研修 「児童虐待予防について」	市町村乳児家庭全戸訪問事業担当者
8/1	宮古島市校長向け虐待防止研修	宮古島市教育委員会(校長会)
8/1	養育訪問支援事業担当者研修 「児童虐待の予防について」	養育支援訪問事業担当者
8/29	「児童相談所の業務及び児童虐待の現状について」	那覇教育事務所
9/5	那覇家庭裁判所司法修習生施設見学 「児童相談所の業務及び児童虐待の現状について」	家庭裁判所司法修習生
9/12	子育てサポーター養成講座 「子どもの育つ環境・人権」	与那原町・西原町・中城村ファミリーサポーター
11/27	西原町要対協主催保育士研修 「保育現場での虐待対応について」	西原町内保育園保育士
11/27	宮古島市母子保健員向け講話 「児童相談所の業務と児童虐待」	宮古島市母子保健推進員
12/13	「児童相談所の業務及び児童虐待の現状について」	那覇市及び豊見城市社会福祉協議会子どもの貧困ソーシャルワーク研修担当者

○ コザ児童相談所

月日	内 容	参 加 対 象
H31 4/17	沖縄市民生委員児童委員協議会 基調講演 「児童虐待の現状と対応～地域で見守る輪を広げる～」	沖縄市民生委員児童委員、関係団体職員
R1 5/23	県立北部病院公開講座(沖縄県立北部病院) 「子どもの虐待の現場から」	県立北部病院、関係機関及び関係者
6/20	北中城村要保護児童対策地域協議会 「児童虐待の対応と地域連携に関連する内容」	北中城村内の関係機関
8/8	小・中学校初任者研修(沖縄県総合教育センター) 「学校の現状と学校の役割」	市町村立小・中学校初任者
9/12	児童虐待対応の基本研修(つばみ学童クラブ) 「虐待の発見と対応の基本について、児童相談所から地域や各機関に求めること」	放課後児童支援員
9/25	子育てサポーター養成講座(やんばる町村ファミリーセンター) 「こどもを取り巻く環境」	ひとり親家庭の母、父及び20歳未満の子、寡婦の方で、子育て支援員として協力できる方。
10/15	妊娠期から繋がるしくみに関する研修(沖縄市長) 「児童虐待に関する基礎知識と他部署との連携について」「児童虐待把握時の対応について」	こどものまち推進部(出先機関含む)職員(事務職、専門職)
10/16	教育文化講話(沖縄県退職校長会) 「沖縄県児童虐待の現状」	退職校長会参加者
10/29	嘉手納町地域学校協働活動スタッフ研修会(嘉手納町教育委員会) 「嘉手納町地域学校協働活動スタッフ研修会」	嘉手納町地域学校協働活動スタッフ
11/20	児童虐待防止講演会(宜野座村要保護児童対策地域協議会) 「児童虐待防止講演」	宜野座村学童保育支援員、保育士、学校関係者、民生員
12/6	乳児家庭全戸訪問事業担当者研修会(沖縄市) 「こどもを取り巻く環境について」	助産師、地域の訪問員
12/11	おきなわ子どもみらいポケット研修会(おきなわ子ども未来ネットワーク) 「養子縁組研修」	沖縄県内の子どもの福祉、女性の福祉に関連した職にある者及びその他、子どもの福祉、女性の福祉に興味のある者
12/17	北中城村児童虐待防止講演(北中城村要保護児童対策地域協議会) 「児童虐待の早期発見、対応について」	北中城村内の保育士、小中学校教諭、母子保健推進員、民生員等
12/18	中城村母子保健推進委員定例会(中城村長) 「児童虐待について」	母子保健推進員

## 7 子ども虐待ホットラインの状況

### (1)設置について

おきなわ子ども虐待ホットラインは、児童虐待を防止し、虐待を受けた児童の安全を速やかに確保することを目的に平成17年4月に設置された夜間、休日の電話相談である。

### (2)相談体制について

児童相談所が閉庁している平日夜間（月～金曜日 午後5時15分～翌午前8時30分）、土・日・祝日は24時間、相談員6名が交代制で一般の方々からの相談や関係機関からの通告を受付けている。緊急の場合は両児童相談所の緊急連絡網へ連絡し迅速な対応に努めている。（ホットライン受付電話番号：098-886-2900）

### (3)令和元年度の相談状況

令和元年度の相談受付件数1,039件中、「虐待相談」が566件、「虐待以外の相談」が473件、その他連絡等が1,143件あった【表1参照】。「虐待相談」566件中「泣き声通報」は103件 18.2%であった。

虐待の種類別では「身体的虐待(疑)」が191件 33.7%、「性的虐待(疑)」が16件 2.8%、「心理的虐待(疑)」123件 21.7%、「ネグレクト(疑)」135件 23.9%。泣き声通報のうち、怒鳴り声をとまなう場合は、心理的虐待(疑)に計上している。しかし、泣き声が聞こえるというみの通報内容については、不明101件 17.8%に含めて計上している【表3参照】。

虐待の相談経路としては「近隣・知人」が一番多く、235件で全体の41.5%を占める。次いで、「家族」87件(うち虐待者以外42件、虐待者自身45件) 15.4%、「警察等」81件 14.3%、「児童本人」19件 3.4%となっている【表4参照】。

年齢別では、近隣者等一般からの泣き声通報が多いことに連動し、「就学前児童」が227件(うち0～2歳99件、3～6歳128件) 40.1%と最も多く、次いで「小学校期」が165件 29.2%となっている【表5参照】。

表1 令和元年度相談受付件数の月別状況

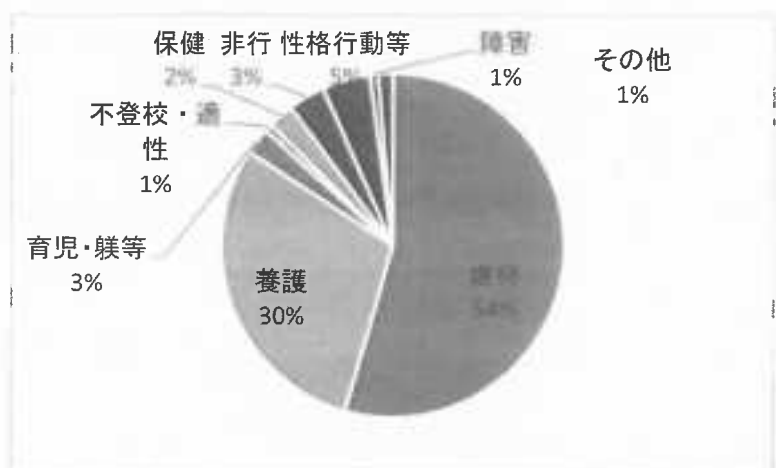
月	虐待相談			虐待以外の相談	小計	その他連絡等	合計
	再発	泣き声通報	%				
4月	59	10	16.9%	62	121	102	223
5月	62	12	19.4%	57	119	111	230
6月	55	6	10.9%	41	96	98	194
7月	50	9	18.0%	46	96	104	200
8月	44	6	13.6%	43	87	71	158
9月	34	7	20.6%	35	69	82	151
10月	49	7	14.3%	27	76	101	177
11月	56	17	30.4%	21	77	95	172
12月	35	14	40.0%	39	74	106	180
1月	35	5	14.3%	35	70	75	145
2月	41	2	4.9%	39	80	91	171
3月	46	8	17.4%	28	74	107	181
R元年度 累計	566	103	18.2%	473	1,039	1,143	2,182
H30年度 累計	444	137	30.9%	591	1,035	1,370	2,405

※1 「虐待以外の相談」とは養護、非行、性格行動等の児童相談。

※2 「その他連絡等」とは、すでに係属しているケースに係る相談や連絡等。

表2 児童に関する相談受付件数

相談種別	年度	R元年度
児童に関する相談	虐待	566
	養護	308
	育児・躾等	26
	不登校・逃学	8
	保健	25
	非行	36
	性格行動	47
	障害	8
	その他	15
計		1,039



\*\* 虐待通報・相談(444件)の詳細 \*\*

表3 虐待種類別相談件数

種 類 別	件 数	件 数	
		中央	コザ
身体的虐待	191	132	59
性的虐待	16	7	9
心理的虐待	123	81	42
ネグレクト	135	80	55
不明	101	68	33
計	566	368	198

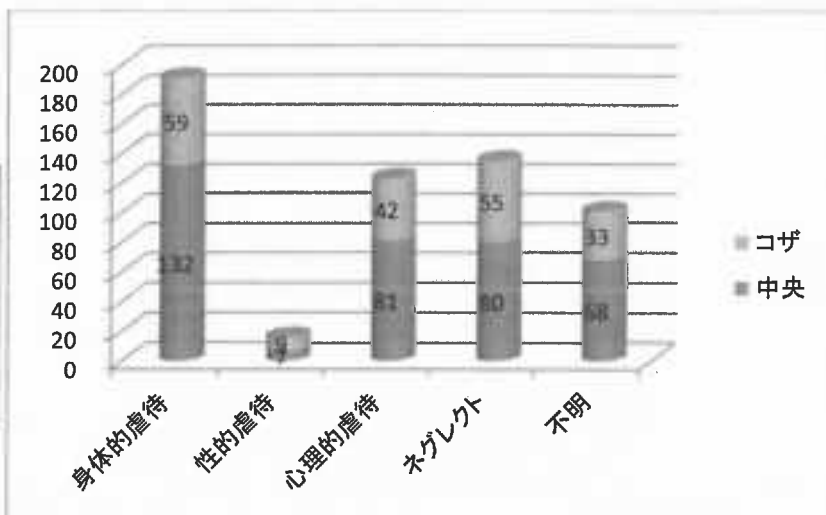


表4 経路別相談件数

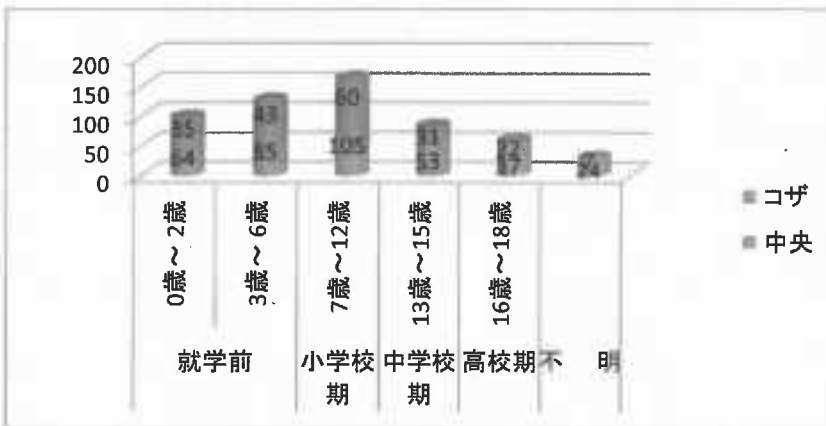
経 路 別		件 数	件 数		
			中央	コザ	
児童本人		19	14	5	
家 族	虐待者	父	8	5	3
		母	35	29	6
		他	2	1	1
	虐待者以外	父	18	12	6
		母	22	20	2
		他	2	1	1
親戚		40	28	12	
関 係 機 関	女性相談所	3	2	1	
	その他県機関	10	5	5	
	市町村	22	13	9	
	児童委員	0	0	0	
	保健所	0	0	0	
	医療機関	12	8	4	
	保育所	4	2	2	
	児童福祉施設等	9	4	5	
	児童家庭支援センター	2	1	1	
	警察等	81	57	24	
	幼稚園	1	1	0	
学校等	28	19	9		
一 般	近隣・知人	235	138	97	
	その他	13	8	5	
総 計		566	368	198	

表6 対象児童の居住地域別相談件数

		地 域	件 数
中央児相管内	那 覇 市	143	
	糸 満 市	29	
	浦 添 市	68	
	宮 古 市	16	
	石 垣 市	10	
	豊 見 市	35	
	南 城 市	14	
	※ 西 原 町	8	
	島 尻 郡	36	
	宮 古 郡	0	
	八 重 山 郡	0	
中央小計		359	
コザ児相管内	沖 縄 市	64	
	宜 野 湾 市	37	
	う る ま 市	34	
	名 護 市	25	
	国 頭 郡	9	
	中頭郡 (西原町除く)	27	
コザ小計		196	
県外		0	
不明		11	
合 計		566	

表5 対象児童年齢別相談件数

年 齢 別		件 数	件 数	
			中央	コザ
就学前	0歳～2歳	99	64	35
	3歳～6歳	128	85	43
小学校期	7歳～12歳	165	105	60
中学校期	13歳～15歳	84	53	31
高校期	16歳～18歳	59	37	22
不 明		31	24	7
合 計		566	368	198





**【参考資料】**

**児童相談所の沿革**

**児童相談所の所在地**



## 児童相談所の沿革

### 復 帰 前

昭和28年10月 (1953年)	児童福祉法（琉球政府法）が施行され、児童相談所の設置が義務づけられる。
昭和29年 4月	沖縄群島社会福祉協議会が設置していた「那覇一時保護所」の移管を受けて中央児童相談所の業務が開始される。（主事1名、庶務担当1名、児童福祉司3名、指導員1名、計6名）
〃 6月	庁舎（鉄筋コンクリート2階建）落成。事務所移転（旧庁舎）
〃 8月	行政事務部局組織法により中央児童相談所の設置（6日）
〃 10月	初代所長就任、開所式挙行
昭和31年 2月	事務所横に一時保護所落成（鉄筋コンクリート2階建）、移転。
〃 7月	沖縄実務学園女子部（通称女子ホーム）を合併しコザ一時保護所発足。
昭和34年 3月	社会局組織規則の改正により、相談指導課、保護判定課の二課及び中央児童相談所コザ出張所設置される。
〃 6月	庁舎（事務所）増築
昭和35年 3月	社会局組織規則の改正により「沖縄中央児童相談所」「沖縄中央児童相談所コザ出張所」と改称。
昭和36年 6月	児童福祉司1名増員。
〃 8月	精神科嘱託医師発令。
昭和38年 2月	児童相談所運営指針発足。
〃 4月	心理判定員発令。
昭和39年11月	育護職（保母）2名増員
昭和40年 4月	整形外科嘱託医師発令。
昭和41年 4月	一時保護所、首里の新庁舎に移転
〃 8月	組織規則改正により、庶務課、相談指導課、保護課の三課となる。コザ、名護、宮古（平良）、八重山（石垣）に各駐在所を置く。
昭和42年 5月	庁舎を改造し、心理テスト室、遊技治療室、会議室等を設備。
〃 9月	職員定数28名となる（児童福祉司、心理判定員各1名増員）。
昭和44年11月	職員定数31名となる（児童福祉司2名、一時保護所1名増員）。
昭和45年 6月	沖縄中央児童相談所コザ駐在所に児童福祉司2名増員になり、4名配置となる。
昭和47年 5月 (1972年)	本土復帰、沖縄県となる。

## 復 帰 後

中央児童相談所		コザ児童相談所	
昭和47年 5月 15日 (1972年)	<p>児童福祉法(昭和22年12月12日法律164号)適用される。</p> <p>「沖縄中央児童相談所」が「沖縄県中央児童相談所」と改称され、児童福祉司1名の増員を得て、定員27名となる。</p> <p>コザ児童相談所が分離独立する。</p> <p>沖縄県精神薄弱者更生相談所が附置される。</p>	昭和47年 5月 15日 (1972年)	<p>沖縄県中央児童相談所から、コザ児童相談所が分離独立、相談指導課一課を設置(所長、相談指導課長、庶務係2名、児童福祉司5名、計9名)</p> <p>旧コザ市役所隣、農協倉庫跡に事務所が開所される。</p>
昭和47年 9月	<p>里親会発足。</p>	昭和47年 7月	<p>沖縄市上地272番地所在、中部福祉事務所1階に移転。</p>
昭和48年 9月	<p>宮古・八重山各駐在所を廃止、集中管理体制となる。</p> <p>運転手が配置され定員28名となる。</p>	昭和48年 4月	<p>精神科嘱託医を発令。</p>
昭和48年10月	<p>沖縄県精神薄弱者更生相談所名で、心理判定員1名増、定員29名となる。</p> <p>九州ブロック児童相談所長会議及び児童福祉司研究協議会並びに全国児童相談所長会の幹事会が本県で開催される。(於：ゆうな荘)</p>	昭和48年 9月	<p>名護駐在所を廃止、集中管理体制となる。</p>
昭和49年 6月 (1974年)	<p>新庁舎(首里の一時保護所に400㎡規模で増築、所長室、庶務課、相談指導課、相談室3、テスト室2、医学判定室、遊技治療室、脳波判定室、資料室、心理判定室、受付相談室等)が首里石嶺町4-394に完成し移転する。</p>		
昭和50年10月	<p>一時保護所寮勤務職員3人制から4人制になる。職員定員31名。</p>	昭和50年 8月	<p>心理判定員、運転手各1名増、庶務係1名減により定員10名となる。</p>
昭和51年 3月	<p>炊事棟改築</p>		
昭和52年 3月	<p>一時保護所事務室、男子寮、女子寮の改築、屋外遊具の設置。</p>		

中央児童相談所		コザ児童相談所	
昭和53年 4月 (1978年)	機構改革により「相談指導課」を「相談判定課」に改称。	昭和53年 4月	心理判定員1名増により、定員11名となる。機構改革により「相談指導課」を「相談判定課」と改称。
		昭和54年 5月	主任主事1名増、定員12名となる。
		昭和54年 9月	機構改革により「主任主事」を「主査」と職名変更。
昭和54年10月	全国里親大会を開催 (於：那覇市民会館)	昭和54年10月	全国里親大会を開催 (於：那覇市民会館)
昭和55年 4月	次長制設置、庶務課長を兼ねる。	昭和55年 5月	機構改革により「主査」を廃止、庶務課を設置。
		昭和55年 7月	庁舎新築のため、沖縄市字知花529に移転する。 敷地3,147.89㎡建物・鉄筋コンクリート平屋建450.95㎡ 車庫・補強コンクリート造り26㎡。
昭和56年 4月	里親会事務局を沖縄県社会福祉協議会へ移管。 看護婦配置され定員32名となる。		
昭和56年 9月	言語治療指導員発令(嘱託)		
昭和56年10月	九州ブロック児童相談所長及び児童福祉司研究協議会が本県で開催される。(於：沖縄郵便貯金保険会館)		
昭和56年12月	一時保護所一寮制に編成。 週1回宿直勤務体制に移行。	昭和56年12月	言語治療指導員発令(嘱託)
昭和57年 4月	心理判定員1名増、児童福祉司1名減。		
昭和58年 4月	看護婦1名減、定員31名となる。		
昭和60年 3月 (1985年)	児童相談所設立30周年記念誌「児童相談所30周年の歩み」発刊。 児童相談所設立30周年記念式典及び祝賀会挙行。		

中央児童相談所		コザ児童相談所	
昭和60年 4月	全国児童相談所長九州ブロック代表幹事となる。(2年)心理判定員主査制度設置。	昭和60年 4月	受付相談員の配置に伴い定員13名となる。
昭和60年10月	九州地区児童相談所心理判定員研究協議会が本県で開催される。(於:沖縄うらそえ荘)		
昭和60年11月	西銘県知事行政視察。		
昭和61年 2月	男子寮の改修(窓設置)。炊事場の改修(床タイル、天井塗装)。		
昭和61年 3月	寮前中庭の地ならし(226㎡)		
昭和61年 7月	九州地区里親研修大会開催。(於:自治会館)	昭和61年 7月	九州地区里親研修大会開催。(於:自治会館)
昭和62年 4月	沖縄県行政機関設置条例の一部改正に伴い、西原町が中央児童相談所管轄となる。	昭和62年 4月	沖縄県行政機関設置条例の一部改正に伴い、西原町を中央児童相談所へ移管。
昭和63年 4月	機構改革により判定課設置、庶務課、相談課、判定課、保護課の4課となる。		
平成元年 3月	石嶺児童園進入路側、鉄筋コンクリート流し込み塀及びフェンス整備。		
平成元年10月	九州ブロック精神薄弱者更生相談所職員研究協議会開催。	平成元年 4月	相談判定課に庶務主事配置され、定員14名となる。
平成 2年 2月	一時保護所の寮の床張り工事、駐車場整備。		
平成 3年 4月 (1991年)	児童精神科医(嘱託)1名増財務関係電算化。		
平成 4年 9月	職員の勤務時間が完全週休2日制となる。	平成 4年 9月	職員の勤務時間が完全週休2日制となる。
平成 4年10月	家庭支援相談事業(子ども家庭110番)開始。		

中央児童相談所		コザ児童相談所	
平成 5年 4月	九州地区精神薄弱者更生相談所ブロック代表幹事となる。(2年)		
平成 6年 3月	沖縄県児童相談所事務提要作成。		
平成 7年10月	九州地区児童相談所心理判定員研究協議会が本県で開催される。(沖縄郵便貯金会館)		
平成 8年 9月	九州地区庶務・一時保護所担当課長会議が本県で開催される。(於：自治会館)		
平成 9年 2月	児童虐待対策連絡会を開催。		
平成 9年 4月	心理判定員 1名増。 家庭支援電話相談員 1名増。 委託警備員の配置。		
平成 9年10月	九州ブロック児童相談所長会及び児童福祉司研究協議会が本県で開催される。		
平成10年 2月	「子ども虐待防止の手引き」作成。		
平成10年 6月	第1回児童虐待防止地域ネットワーク連絡会の開催。(那覇・南部地区) 児童虐待防止講演会の開催。(那覇・南部地区)	平成10年 7月	児童虐待防止地域ネットワーク連絡会の開催。(中部地区) 児童虐待防止講演会の開催。(中部地区)
平成11年 4月 (1999年)	児童福祉司 1名増	平成11年 4月	児童福祉司 1名減
		平成11年 5月	稲嶺県知事行政視察
平成12年 3月	「医療機関用 子どもの虐待対策マニュアル」作成。		
平成12年 5月	児童虐待対応協力員の配置。(囑託)	平成12年 6月	児童虐待対応協力員の配置。(囑託)

中央児童相談所		コザ児童相談所	
平成13年 4月	児童福祉司2名増。 虐待専門カウンセラーの配置。(嘱託精神科医)	平成13年 4月	児童福祉司1名増。
平成14年 3月	子どもの権利ノート「これからの生活に向けて」作成。	平成13年 5月	虐待専門カウンセラーの配置。(嘱託精神科医)
平成14年 4月	沖縄県知的障害者更正相談所が沖縄県身体障害者更正相談所へ移管される。 児童虐待防止支援チームを設置。(主幹1名、主査1名) 児童虐待対応嘱託法律専門家(弁護士)を配置。	平成14年 4月	児童福祉司1名増。
平成14年 8月	子どもの権利ノート活用の手引き作成。	平成14年 5月	児童虐待対応嘱託法律専門家(弁護士)を配置。
平成14年10月	一時保護所棟及び厨房棟改築の起工式挙行。		
平成15年 3月	「子ども虐待に対応する関係機関のための手引き」作成。 保護所棟(557.63㎡) (宿直室2、居室8、居間兼食堂2、便所・洗濯室・洗面室2、シャワー室4、事務室1、学習室2、便所2、教材庫2、工作室1、医務室1、休憩室2、倉庫1)新築完成。  厨房棟(94.60㎡) (厨房、検収室、食品庫、休憩室、ボイラー室)新築完成。		
平成15年 5月	管理棟及び多目的ホール建設工事着工		
平成16年 1月	管理棟及び多目的ホール竣工 管理棟 1階 2階 管理棟1階 (所長室、受付、執務室、相談室3、医学判定室、判定室、言語治療室、電話相談室、宿直室、印刷室、倉庫、多目的ホール) 管理棟1階		



中央児童相談所		コザ児童相談所	
	(相談室2、判定室2、プレイルーム2、観察室、箱庭治療室、会議室、男子休憩室、女子休憩室) 新築完成		
平成16年 4月	児童福祉司1名増		
平成16年 8月	少子・高齢化対策特別委員会視察来所		
平成16年 9月	平成16年度全国児童相談所長第1回ブロック代表幹事協議会開催(沖縄メルパルク)		
平成17年 1月	嘉数副知事視察来所		
平成17年 3月	家庭支援相談事業(子ども家庭110番)終了		
平成17年 4月	児童虐待防止支援チーム2名増員となり、2チーム4名体制となる。(Aチーム2名は児童福祉司発令)	平成17年 4月	児童虐待防止支援チーム(2チーム4名)を設置。(Aチーム2名は児童福祉司発令)
	地区担当児童福祉司1名増により児童福祉司は17名となる。		児童福祉司1名、児童心理司1名増
	一時保護所定員20名から24名に増員		嘉数副知事視察来所
	24時間子ども虐待ホットライン事業開始(嘱託員6名増員)		
平成17年10月	九州地区児童相談所心理判定員研究協議会が本県で開催される。(自治会館)		
平成17年10月	全国里親大会が開催される(於:沖縄コンベンションセンター)		
平成18年 4月	児童福祉司1名増 児童虐待対応協力員1名増 心理判定嘱託員1名増	平成18年 4月	児童福祉司2名増 児童虐待対応協力員1名増 里親対応専門員 配置
	機構改革により「庶務課」「相談課」「判定課」「保護課」の4課体制から「保護班」「相談班」「自立支援班」の3班体制となる。		機構改革により「庶務課」「相談判定課」の2課体制から「自立支援班」「相談班」の2班体制となる。

中央児童相談所		コザ児童相談所	
平成19年 4月	<p>児童虐待防止支援チームを廃止 八重山分室が設置され、専任職員として児童福祉司、児童心理司が配置される。分室職員 6 人（兼任 4 人、専任 2 人） 児童心理司 1 名増</p>	平成19年 4月	<p>児童虐待防止支援チームを廃止 児童心理司 1 名増</p>
平成19年10月	<p>平成19年度九州ブロック児童相談所長会児童福祉司研究協議会開催（沖縄青年会館）</p>		
平成20年 4月	<p>調理士 1 名増 一時保護所に生活指導専門員 6 名（嘱託）を配置する。 再任用職員 1 名配置</p>	平成20年 4月	<p>児童心理司 1 名増 再任用職員 1 名配置</p>
平成21年 4月	<p>児童心理司 1 名増 調理師 1 名増（定数外） 再任用職員 3 名配置</p>		
平成22年 4月	<p>八重山分室主幹配置</p>	平成22年 4月	<p>再任用職員 3 名配置</p>
平成23年 4月	<p>生活指導専門員 2 人分 虐待対応協力員 1 人分</p>	平成23年 4月	<p>再任用職員 1 名配置 一時保護所開所に向け職員 8 名配置</p>
平成24年 4月	<p>スーパーバイザー 2 名配置 職員（ケースワーカー） 1 名増</p>	平成23年12月	<p>一時保護所完成女子寮開所 一時保護所に児童指導員 5 名、調理師 3 名、生活指導専門員 3 名（嘱託）を配置する。 嘱託医（小児科） 1 名配置</p>
		平成25年 4月	<p>嘱託弁護士 1 名増 虐待対応協力員 1 名増</p>
平成26年 4月	<p>児童指導員 2 名増</p>	平成26年 4月	<p>児童指導員 2 名増 精神科嘱託医 1 名増</p>
		平成27年 4月	<p>保護班から庶務業務を分離し総務係を設置 児童福祉司 1 名増 調理嘱託員 2 名増</p>

中央児童相談所		コザ児童相談所	
平成28年 4月	非行相談専門員 2名増 里親対応専門員 1名増 心理判定専門員 1名増 貸金職員 1名増	平成28年 4月	総務係を廃止し、総務班を設置 非行相談専門員 2名増 個別対応職員 1名増
平成29年 4月	宮古分室を設置 分室長（宮古福祉事務所長兼任） 主幹 1（本所主幹兼任） 児童福祉司 1名（専任） 児童福祉司 1名（宮古福祉事務所福祉班兼任） 虐待対応協力員 1名を配置	平成29年 4月	虐待対応協力員 1名増
平成30年 4月	宮古分室に児童福祉司 1名（専任）を配置 里親等委託調整員 1名配置	平成30年 4月	里親等委託調整員 1名配置
平成31年 4月	受付相談専門員 1名増	平成31年 4月	受付相談専門員 1名増
令和2年 4月	児童福祉司2名増員（里親主幹、地域支援主幹） 県警との人事交流による配置 主幹（警部）出向 警部補 併任 児童福祉司 併任	令和2年 4月	児童福祉司3名増員（里親主幹、地域支援主幹、初期対応） 生活指導保育専門員1名配置 県警との人事交流による配置 警部補 併任 児童心理司 併任

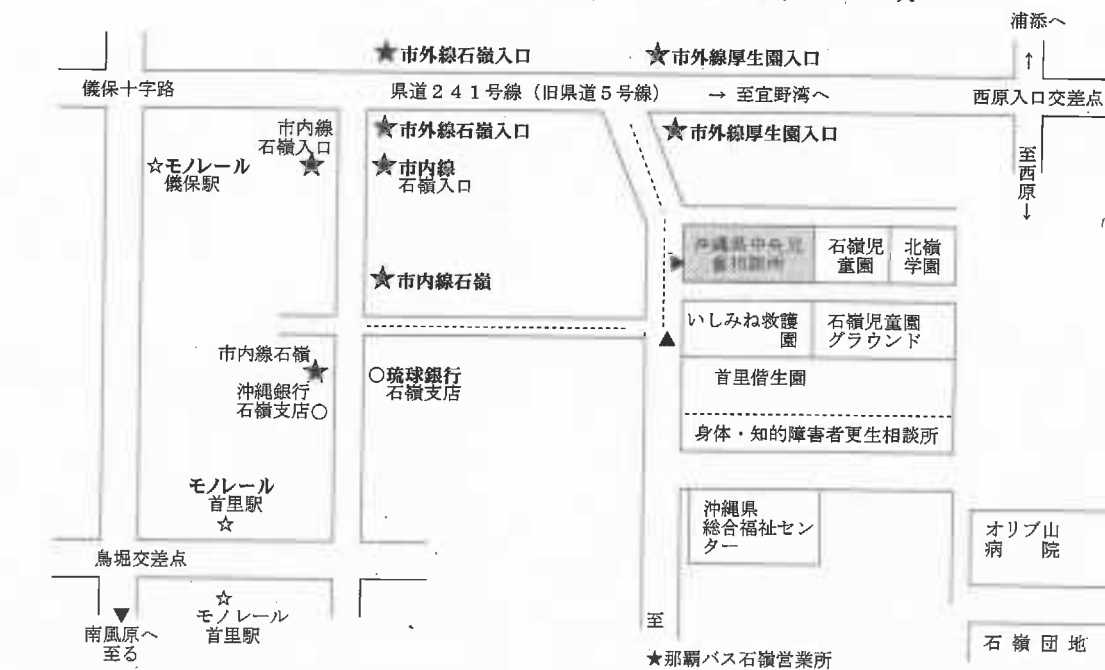
## 児童相談所の所在地

沖縄県中央児童相談所 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目404番地2

電話 (098) - 886-2900 F A X (098) - 886-6531

おきなわ子ども虐待ホットライン (098) - 886-2900

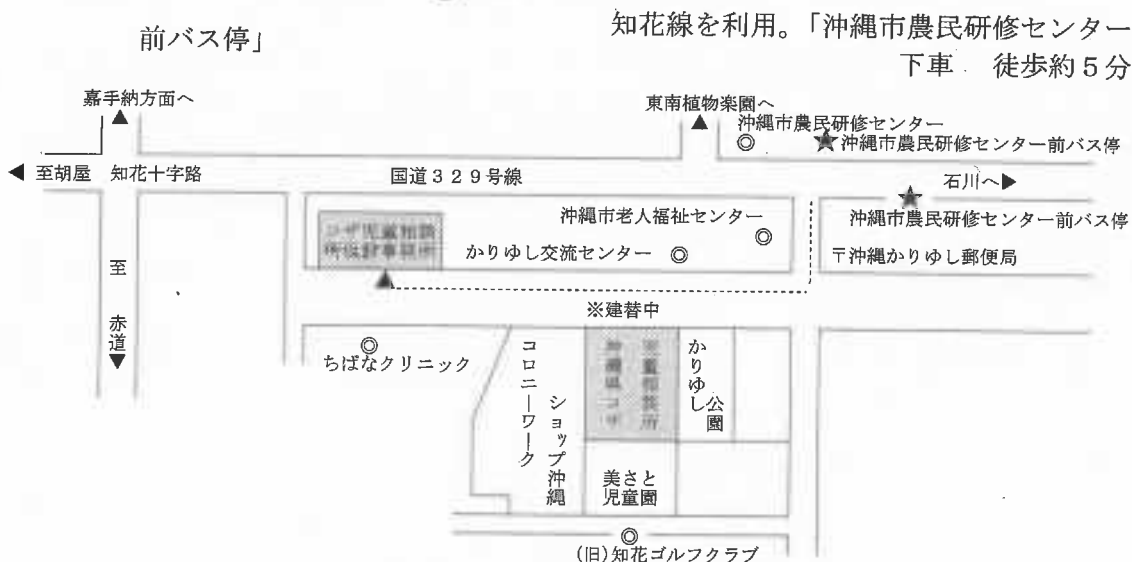
- ※ 交通 ★印はバス停留所
- 市外線 ● 那覇バス 97番琉大線、25番普天間(首里経由)線を利用。「厚生園入り口」下車 徒歩7~8分
- 市内線 ● 那覇バス 9番、11番、17番線を利用。「石嶺」停留所下車 徒歩7~8分



沖縄県コザ児童相談所 〒904-2143 沖縄市知花6丁目38番7号

電話 (098) - 937-0859 F A X (098) - 938-7288

- ※ 交通 ★印はバス停留所
- 市外線 ● 琉球バス



---

## 令和2年度版 児童相談所業務概要

発行 令和3年3月  
沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課  
〒 900-8570 那覇市泉崎1-2-2 3F  
TEL 098-866-2174  
FAX 098-868-2402

沖縄県中央児童相談所  
〒 903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目404番地2  
TEL 098-886-2900  
FAX 098-886-6531

沖縄県コザ児童相談所（仮設事務所）  
〒 904-2143 沖縄市知花6丁目38番7号  
TEL 098-937-0859  
FAX 098-938-7288

---